

276

205

全国学校衛生施設状況

国立国会図書館



始



276
205

大正五年十二月

全國學校衛生施設狀況

文
部
省

276-205

凡例

一、本調査は學校衛生施設に關する道廳府縣よりの報告に基
 き編製せるものにして大正五年八月以降の現況に係れり。
 一、全國學校衛生施設の概況を知るに便せんか爲め卷頭に
 の梗概を掲げたり。

大正五年十二月

文部省普通學務局

大正
 6. 2. 2
 内交

凡例

目次

梗概	一頁
北海道廳	一
東京府	一
京都府	三
大阪府	四
神奈川縣	六
兵庫縣	九
長崎縣	一〇
新潟縣	一二
埼玉縣	一三
群馬縣	一三
千葉縣	四六
茨城縣	四八

目次

一

福井縣	石川縣	富山縣	鳥取縣	島根縣	岡山縣	廣島縣	山口縣	和歌山縣	德島縣	香川縣	愛媛縣	高知縣	福岡縣	大分縣
.....
一〇〇	一〇三	一〇五	一〇六	一〇七	一一三	一一九	一二〇	一三〇	一三一	一三三	一三九	一四一	一四一	一四三

栃木縣	奈良縣	三重縣	愛知縣	靜岡縣	山梨縣	滋賀縣	岐阜縣	長野縣	宮城縣	福島縣	巖手縣	青森縣	山形縣	秋田縣
.....
五〇	五二	五三	五四	五九	六八	七三	八五	八六	八八	九一	九一	九三	九四	九六

佐賀縣	一四四
熊本縣	一四六
宮崎縣	一四八
鹿兒島縣	一四八
沖繩縣	一五〇

全國學校衛生施設狀況梗概

各地方に於ける學校衛生に關する諸般の施設狀況を調査せんか爲め、曩に本省普通學務局長より第一、學校醫並學校衛生を指導監督する爲め、道廳、府、縣並郡、市、町村等の公共團體に於て設置せる各種の衛生機關（現に數府縣に於て設置せる學校衛生主事の如きもの）の名稱、職務の範圍、並之に對する俸給手當等。第二、學校醫會に關する公私の施設。第三、學校衛生調査に關する各種の施設。第四、學校衛生に關する其の他の施設及、第五、將來に於ける施設計畫に付き、各地方長官に宛て之か報告を徴したるに、地方今後の施設に資益すへきもの鮮からざるを以て、今回之を剞劂に附し、府、縣、郡、市等に頒つこととせり。今左に是等施設の概要を述べんとす。

第一、指導監督機關

本機關を設置せるものは東京、京都、神奈川、茨城、滋賀、奈良、山形、岡山、福岡、熊本、鹿兒島、千葉、青森、兵庫の諸府縣にして其の名稱の如きも縣學校醫と稱するもの四、縣學校衛生醫と稱するもの二、學校衛生主事と稱するもの三、學校衛生技師と稱するもの一、單に技師と稱するもの一、及學校醫兼恩給顧問並學校衛生主事と稱する者一ありて、何等一定する所なしと雖、其の執

全國學校衛生施設狀況梗概

務の状況等よりして之を觀るに、各府縣に於ける敍上機關設置の趣旨は、孰れも其の授を一にし、是等機關をして一般學校衛生及學校醫を指導監督せしめ、管下教員の身體検査並學校醫會等に於ける講話をなさしむる等、専ら學校衛生の進歩改善を圖るを以て其の目的とす。

以上の職務を執るの外、小學校恩給顧問醫を兼ねるもの八、小學校教員檢定醫を兼ねるもの六にして、更に縣立學校醫を兼ねるもの七あり。斯の如きは指導監督の任に當るものにして同時に學校醫たる被監督者の職を兼務せるの嫌なきにあらずと雖、創設の際蓋し已を得ざるの結果なるへし。而して其の俸給の如きは年額千八百圓のもの二、千二百圓のもの二、千圓のもの三、九百五十圓のもの一、九百圓のもの二、八百四十圓のもの及百圓のもの各一あり。

尙同しく縣學校醫と稱するも、千葉縣の如きは専門學校教授一名を囑託して適宜管下各學校を視察指導せしめ、青森縣に於ては警察醫二名を教育課兼務となし、縣郡市出張の序を以て學校醫の活動状況及各學校の衛生状態を監督せしめ、兵庫縣に於ては縣衛生技師を派遣して學校醫を指導し居れり。

以上は既設の機關に屬するものなるか、群馬、栃木、愛知、岐阜、巖手、富山、福井、愛媛、高知等の諸縣は、明年度に於て該機關の設置を企畫し、既に其の豫算を計上せるものあり。其の他東京市及同市の區、岡山市、熊本市、高松市等は孰れも専任學校醫若くは學校衛生顧問醫を設置し、是等

市區に於ける學校衛生事務を掌れり。

第二、學校醫會に關する施設

一、縣學校醫會

縣學校醫會を設置せるものには會則を設けたるあり。或は然らざるものありと雖、其の會員は縣下學校醫にして、知事之を招集し、學校衛生に關する諮問、協議等をなすの外、學校衛生に關する知名の士を招聘して講演會を開催せるものあり。

二、郡學校醫會

郡學校醫會を設置せるものには公私の兩様ありと雖、會則を定めて之に依るものと然らざるものあることは縣學校醫會と異なることなく、其の會員に至りては學校醫より成れるもの及校醫並郡視學、小學校長、町村長等より成れるもの等あり。而して其の開催の數は毎年一回なるものあり、數回なるものあり。其の他臨時に開會するものありと雖、其の會則に依るものは概ね定期の開催に係れり

三、市學校醫會

市に於て開設する市學校醫會も亦會則を定むるものと然らざるものあることは、前者と異なることなしと雖、會則に依りて開催するもの多く、其の會員は學校醫に加ふるに市長、助役、並市視學等を

以てするものあり。而して其の開催の数は毎月一回及隔月一回或は毎年一、二回會合するもの、又は臨時に開會するもの等あり。東京市の如きは學校醫會の稱なきも、毎年二回學校醫全部を召集して協議を爲せり。其他、學校醫會の名稱なきも、必要に應じ學校醫、小學校長、町村長等を召集して臨時打合會等を爲すもの、外、私設として隨時會合するもの亦尠からず。而して是等は何れも學校衛生の改善進歩を企圖せるものにして、會議に要する經費は會員の負擔とするもの、又市町村の負擔に屬するもの、或は寄附によりて成れるもの等あり。

第三、學校衛生調査に關する施設

本項に該當せる各府縣の施設は極めて少く、神奈川縣愛甲郡に於て學校衛生に關する事項を調査研究し、之か進歩發達を圖るの目的を以て學校衛生協議會を組織し、郡長、郡視學、町村長、學務委員、學校醫、其他會員となり、會費金拾錢を徵收して毎年一回之か總會を開き、又滋賀縣の如きは學校衛生調査の爲め、特に各郡市に各學校長、町村長、學校醫を會員とせる學校衛生會なるもの及單に學校職員より組織せるもの等あるに過ぎず。尙各府縣に於て特に之か機關を設けずして學校衛生に關する事項を調査せるものに至りては其の數枚舉に違あらざるなり。

第四、學校衛生に關する其の他の施設

本項に該當せるものは其の數甚だ多く、特に「トラホーム」の豫防撲滅に關しては各府縣の最も努力せる所にして縣令又は訓令を以て該病豫防規程を設け之を實施せるもの多しと雖、二三府縣下に於ては特に看護婦をして治療の方法を執らしむるもの、或は兒童の就學期に先ち眼疾を検査して之に對する治療を施し該病の撲滅を圖れるものあり。

福岡縣若松市に於ては新入生身體検査の際父兄を立會はしめ、兒童身體の缺點に對し、其の質議に應じ、之か補正を圖れるものあり。

齒牙の衛生に關しては齒牙検査に對する措置を爲して其の保健に留意し、衛生思想の普及に關しては衛生通俗講演會、衛生展覽會、衛生講習會等を開催せるものあり。又林間學校、水泳場等の特設し、簡易水道の設備を爲して飲料水の改善を圖れるものあり。其の他教員の身體検査を實施して學校衛生の進歩を圖れる府縣尠からず。

北海道廳

(九月七日現在)

本道に於ては各町村の支辨に係る小學校並地方費支辨に係る廳立各學校醫をして時々視察巡廻せしめ、春秋二回或は一回兒童の身體検査を施行し、又各學校に於て各學年末、大掃除を施行するに止り特に記すべき施設なし。

東京府

(十月十六日現在)

一、指導監督機關

本府に於ては小學校教員檢定醫をして學校衛生事務に關與せしむるの外、當該施設なしと雖、東京市にありては學校衛生顧問醫一名を置き、學校醫會等に出席して意見を陳述し、學校醫執務狀況を視察するの外、學校衛生事項に關し、市長の諮詢に應ずる等の任に當らしめ、年俸千圓を支給せり。

郡、島部に於ては彼上の機關存せざるも、衛生思想の普及並學校醫職務規定の勵行に關し、町村長、學務委員等常に校醫、教職員等を督勵し、學校衛生の改善進歩を圖れり。

二、學校醫會に關する施設

管下全部の學校醫を以て組織する學校醫會の設置なしと雖、市に於ては年約二回學校醫全部を召集し學校衛生事務等を協議調査せしむ。又麴町區外、八區にありては一名乃至三名の專任學校醫を置き、専ら其の區内の學校衛生事務を掌らしめ、年俸七百圓乃至千圓を支給し、隔月毎に專任學校醫會を開き、市長の諮問に應へ、學校衛生に關する諸般の調査を爲し、併せて其の區内に於ける執務の狀況を報告する等學校衛生の改善進歩を企圖し、逐年其の成績を挙げ居れり。又本所區に於ては區學校醫會を市立小學校醫並「トラホーム」治療醫を以て組織し、會員相提携して區内衛生思想の向上發展に努め居れり。

一、學校衛生に關する其の他の施設

本府に於ては運動場に關する施設及教室内に於ける施設 便所に關する特別施設、應急手當に關する施設並傳染病に關する施設等をなせり。

尙四谷區にありては學校消毒班を特設し、生徒、兒童又は其の家庭に於て傳染病に罹りたる旨、醫師或は區役所等より通知を受けたるときは、直に消毒班を出張せしめ、校醫、校長立會の上消毒を施行す。

京 都 府

(八月二十四日現在)

一、指導監督機關

(一)	名 稱	職 務 規 定
(一)	學校衛生主事	目下制定中
(二)		
(三)	俸 給	千八百圓(二人分)

一、學校醫會に關する施設

本府には學校醫會を設くる郡市ありて、時々會合をなし、學校衛生に關し調査研究を爲せり。其際

多くは學校衛生主事を臨席せしめ、相互の聯絡を圖れり。

四

一、學校衛生に關する其の他の施設

學校生徒兒童の體格改良を促す爲め、四月施行の身體検査の結果を統計して全國の成績と比較對照し、之を印刷に附して各學校に配附し、學校衛生上の參考に資せり。其の他諸學校に於ては登山、朝起會、林間學校等を開設し、體育の進歩を圖れり。

尙本府に於ては本年度内に各郡市より學校醫の代表者を選出せしめ、學校醫代表者會開設の豫定なり。

大 阪 府

(十一月十五日現在)

一、學校醫會に關する施設

堺市に於て毎月五日學校醫の例會を開き、學校衛生上の打合をなすものあるの外、特設せるものな

し。

一、學校衛生に關する其の他の施設

(一) 大 阪 市

市に於ては市立衛生試驗所事務の一部として左記の事項を施行す。

- 一、新に教員を任用せんとする場合には身體検査を行ひ、合格者にあらざれば採用せず。
- 二、小學校幼稚園職員的身體を毎年一回検査し、體格虛弱なるものには夫々注意を與へ治療せしむ。
- 三、學校附近に於ける兒童に衛生上害ありと認むる煤煙及瓦斯臭氣等を發するものあるときは、技師を派遣して検査せしむ。

(二) 堺 市

市に於ては明治四十五年度より、學校專屬の看護婦五名を置き、日々學校に出勤せしめ、「トラホーム」患者の治療に従事せしむる外、學校醫指揮の下に學校衛生事務に従事せしむ。

(三) 東 成 郡

本郡にありては「トラホーム」患者比較的多數に付き、年々郡經費中より就學兒童一名に金二錢七

厘宛の割合を以て兒童保健費として各町村に補助を與へ居れり。
尙當府に於ては本月下旬學校醫會開催の計畫中なり。

神奈川縣

(九月十九日現在)

一、指導監督機關

- (一) 名 稱 縣學校醫
- (二) 職務の範圍 管下學校醫の職務狀況を監督し、教職員の肺結核豫防及一般學校衛生を指導す。
- (三) 職務の狀況 教職員の肺結核を豫防撲滅し、生徒兒童に及ぼす惡影響なからしむる目的を以て、年一回以上縣下各學校を巡廻し、職員及小使の身體検査を行はしめ、生徒兒童の衛生上考慮を要する疾病に罹

れるものあるときは其の報告により休職若くは退職せしめ、右に依る休退職者には小學校教員にありては教育資金中より、公立學校職員にありては特別給與金を支出し療養せしむ。

(四) 俸 給 千八百圓

一、學校衛生調査に關する施設

大正五年縣下愛甲郡に於て學校衛生協會を組織し左記の會則に基き、郡内學校衛生の調査研究を圖れり。而して其の狀況は學校醫をして各小學校の衛生施設の相互視察等を爲し、其の視察を了りたる學校醫は總會に於て視察狀況を報告し、相互研究の資料に供す。

愛甲郡學校衛生協會規則

第一章 目的

第一條 本會は學校衛生に關する事項を調査研究し、之れか進歩發達を圖るを以て目的とす。

第二章 名稱

第二條 本會を愛甲郡學校衛生協會と稱す。

第三章 組織

第三條 本會は郡長、郡視學、町村長、學務委員、學校職員、學校醫、其他の特志家を以て組織す。

第四章 役員

第四條 本會に左の役員を置く。

會長 一名、副會長 一名、幹事 五名、書記 一名

第五條 役員は會員の互選とす。

第六條 役員任期を二ヶ年とす。

第七條 書記は會長之を任免す。

第八條 會長は會務を總理し會議の際は議長となる。

副會長は會長を補佐し會長事故ある時は之を代理す。

幹事は庶務會計に従事す。

書記は各般の事務に従事す。

第九條 役員は總て無報酬とす。

第五章 事業

第十條 本會は左の事業を爲すものとす。

一、毎年一回總會を開き會務の報告諸般の協議等をなす。

但し會員の請求に依り又は會長に於て必要と認むるときは會長は之を役員會に諮り其の三分の

二以上の同意を得臨時總會を開くことあるへし。

一、講演會の開催

一、學校衛生に關する調査研究

一、其他必要と認めたる事項

第六章 會計

第十一條 會員は會費として一ヶ年金拾錢を納むるものとす。

第十二條 本會の經費は會費及寄附金を以て支辨す。

第七章 附則

第十三條 本會則は總會の決議を経たるにあらざれば變更することを得ず。

兵庫縣

一、指導監督機關

兵庫縣

(九月二日現在)

縣に於ては郡、市長の稟請に依り、縣衛生技師を派遣して學校醫を指導せしむることあるの外、特殊の機關なし。

一〇

一、學校醫會に關する施設

學校醫會に關しては郡市長に於て隨時學校醫を召集し、諮問又は打合會等を爲すもの尠からず。

一、學校衛生に關する其の他の施設

縣に於て毎年四月兒童生徒身體検査の結果に基きて統計表を作製し、之を關係者に配布して參考資料たらしめ、又體育成績優良なる學校を表彰せり。

長 崎 縣

(九月二十九日現在)

一、學校醫會に關する施設

學校醫會に關しては一市二郡に於て毎年一回又は二回學校醫會を開催し、生徒身體検査の統一、學校衛生上の研究、調査、協議等を爲し、協定事項の實行を期せり。

一、學校衛生調査にする施設

學校衛生調査に關しては囑託校醫以外、専任學校醫を設置せる市ありて、毎日二校乃至三校を視察し諸種の調査研究を爲し、一般衛生上遺憾なきを期せり。其他毎年數回管理者、學校長、校醫、役場並學校の衛生主任者會合して學校醫平素の申告に基き調査研究す。

一、學校衛生に關する其の他の施設

- 一、毎年一回小學校、幼稚園の職員及小使の身體検査を行ひ、之に對する措置を爲す。
- 二、學校に於ける「トラホーム」患者に對しては銳意之か撲滅の方法を講し居れり。
- 三、時機に應し學校醫又は職員に於て衛生講話をなす等専ら學校衛生の普及を圖れり。

新潟縣

(八月十九日現在)

一一

一、指導監督機關

本縣に於ては新潟市附近の縣立學校に、學校醫長一人、學校醫二人を置き、各校の學校衛生を統一せしむるの外、特設せる機關なし、而して學校醫長の年手當百圓にして兼任者は八拾圓及六拾圓を給せり。

一、學校醫會に關する施設

學校醫會に關する施設は、明治三十九年の交、縣立學校醫會を開催し、諮問及協議を爲せることありしか、其の結果特に見るべきものなきに依り、爾後開催したることなし。

埼玉縣

(八月十四日現在)

一、學校醫會に關する施設

學校醫會に關しては各郡市必要に應じ部内學校醫を召集し指示、協議等を爲すの外、特設のものなし。

一、學校衛生に關する其の他の施設

管下、小學校に於て縣醫の出張を稟請し「トラホーム」の治療をなすもの年々四十校以上あり。

群馬縣

(八月十五日現在)

一、學校醫會に關する施設

大正五年一月中、管内學校醫會を開設せるか其の要領左記の如くにして結果甚だ良好なるものあり。

新潟縣 埼玉縣 群馬縣

一一

群馬縣學校醫會議

日 程

開 會 年 月 日

會 場

大正五年一月十五日	十六日	群馬縣會議事堂
同 一月廿二日	廿三日	縣立太田中學校
同 一月廿九日	三十日	縣立高崎高等女學校

每日午前十時開會午後三時閉會

○舉行事項

第一日 諮問 協議
 第二日 講話

講師 文部省學校衛生取調囑託東京帝國大學醫科大學助教授 石原喜久太郎

○諮問事項

- 第一、學校生徒の體力増進上最も急務と認むべき事項如何
- 第二、學校生徒身體検査の體格等差を定むるに最も適切なる標準如何
- 第三、學校生徒身體検査の體格等差標準應用に關する意見

- 第四、學校生徒掃除方法改善に關する意見
- 第五、學校醫の學校視察をして最も有効ならしむる方法如何

○協議事項

第一、明治三十九年七月縣訓令甲第三十四號學校職員身體検査規程中左記の點改正の要なきや

(邑樂郡學校醫會提出)

(一)検査條目を増し様式を次の如く改むること

様式 (美濃紙)

體格	身長	胸圍	呼吸差	體重	左視力	右視力	眼疾	聽力	耳疾	呼吸器	神經系	其他の疾	職年	氏名

(二)検査醫検査書を作製したるときは學校長を経すして密封の上郡長(又は知事)に差出す様改むること

第二、學校トラホーム豫防法に關する件

甲、檢診に關する件

(一)「トラホーム」定期檢診回数増加の件

群馬縣

從來の四月九月の定期検査以外に十二月施行すること
但し報告は從來の通り

(一)「トラホーム」分類の一定

(1) 疑似症

- (a) 経過を見されは「トラホーム」なるか其他の結膜炎なるか決定し難きもの
- (b) 簡単に「トラホーム」なるや否やの決定し得ざるもの

(2) 輕症

病變穹隆部結膜、乃至眼瞼結膜の皆部に限局せるもの

(3) 中等症

病變皆部以外の眼瞼結膜に及ぼせるもの

(4) 重症

- (a) 「トラホーム」性パンヌス有る者
- (b) 「トラホーム」に因する角膜の合併症を有するもの

乙、治療に関する件

(一) 輕症及疑似症又は中等症にても校醫の適當と思へるものは校醫の示す方法によりて教師を

して授業外の時間を應用して輕易なる手當例は點眼、洗眼等を行はしむること

(二) 第一號により教師の行ふ手當に要する材料は大略一定して學校に設備すること

其材料及費用凡そ左の如し

(1) 器具

陶器製手洗鉢	二個
眼科用受水器	一個
硝子壺	二個
點眼瓶	拾個
洗眼瓶(青白)	二個
半磅入細共口瓶	三個
天秤(貳瓦)	一個
液量器(貳拾瓦)	一個
水牛酸	一本
鉄	一丁
硝子製綿花ガーゼ容器	二個
材料及藥品入木箱	二個

計約六、七圓の見込

群馬縣

(2) 藥品及繙帶材料(患者百人に對する凡そ三ヶ月間の使用量)

昇汞	三オンス
硼酸	五磅
結晶硝酸銀	一オンス
硫酸銅	一オンス
硫酸亞鉛	一オンス
鹽酸古加鹽	五瓦
ワゼリン	五オンス
食鹽	一磅
脫脂ガーゼ	二磅
脫脂綿	三磅

計約拾圓の見込

一七

一八
(三)重症患者及分泌物甚しく傳染の危険大なる生徒に對しては相當の方法を講し以て迅速治療すること

第三、トラホーム豫防救治上學校に於て施設すべき適當なる獎勵方法如何(新田郡長提出)

第四、時々生徒個人の體質を精査し體育等に資するの必要無きや(前橋中學校長提出)

○會議の結果

諮問事項に對しては三ヶ所の會議共當日は各自の意見を發表するに止め具體的答申案は近く設置せらるべき群馬縣學校醫會に於て調査研究の上作製することに決議せり。今茲に發表せる意見の概要を録す

◎大正五年一月十五日群馬縣會議事堂に於て開會

○諮問事項

第一、學生生徒の體力増進上最も急務と認むべき事項如何

一七七番 學校體操以外に校外運動を獎勵するの必要あり

一七五番 體力増進には鍛練的運動の必要あり然るに學校體操は訓練を主目的と爲すを以て更に鍛練に重きを置ける且つ興味ある運動を獎勵したし

一一八番 夏季休業中生徒に宿題を課することは甚だ不安の念に堪へざるなり

一七七番 一一八番說には大賛成なり然れども休業中絶対に宿題を課すべからすと云ふは極端なる

故先の現在の程度を減して遊びたる餘暇に爲さしむる様せられたし

一一八番 學校には高下の種類あるも小學校に於ては宿題は全廢したきものなり

一二三番 日曜日は絶対に休暇とすへし

一一〇番 學校に於て皆勤を勸むる結果、疾病の兒童に有害なることあり、教員に對して注意せられむことを望む

一二八番 一一〇番說に同感なり、然れども親か休めと命するも兒童か承知せぬことあり故に各學校には必ず検温器を備へ置く様にしたし、さすれば多少の効果あらん

二番 一一〇說には賛成、學校生活の皆勤賞は全廢せられたし

一番 二番說に賛成、尙體力増進に就ては生徒の精神に餘り烈しき刺激を與へざる様したし男子師範學校も近頃身體大に良好となれるも試験前には兎角不良となり種々の疾病を起すことあり是全く成績の良好ならんことを競ひ過度の勉強を爲すに由るならんも體力増進上好ましからざることなり之に反し農林學校の如きは生徒に病氣少く一般衛生状態良好なり是精神に對する刺激の甚しからざるに由るならん要するに師範學校生徒に對しては一層精神に緩みを與ふるの必要ありと思はるゝなり

一二八番 中等學校以上には水泳を加へられたし

第二、學校生徒身體検査の體格等差を定むるに最も適切なる標準如何

第三、學校生徒身體検査の體格等差標準應用に關する意見

一七七番 第二、第三は重要な問題にして大に研究を要するを以て近く設立せらるへき學校醫會に於て調査研究したし(賛成多數可決)

第四、學校生徒掃除方法改善に關する意見

一三四番 生徒に掃除を爲さしむることは生命よりも金錢か尊しと云へる點より來れるものならん其の惡しきことは論を俟たさるも誰之を爲さしめされは經濟上町村の負擔か困難なる故ならん予は全廢説を採るものなるか目下の狀態としては實行すること能はざるを以て掃除を爲さしむる生徒に強制的に口を覆はしむる様せしめたらんには微菌を吸收することも幾分少からんと思ふ

一七七番 一三四番に大賛成、尋常小學校第二學年兒童迄には掃除を課せざる様したし、又一三四番の覆面説も可、尙塵埃の飛揚せぬ様雜巾にて拭き取らしむる方法を採られたし

二番 掃除全廢説に賛成なるも實行難の事情も存するを以て一三四番、一七七番説に賛成なり尙塵埃を立てぬ方法として水を撒くこと又は鋸屑ノコギリ屑を撒く様注意せられたし

八番 掃除か衛生上惡しきものならは何故醫學上絶對廢止を主張せざるか掃除は微菌に依る病氣には甚た有害なり苟も人命は金錢に替へ難し故に全廢を主張す

一三四番 八番説に賛成なるも物には順序あり實行難のことは机上の空論なり而して掃除の可否の如きは醫學上考慮を要せずして明瞭なることなり、唯現在に於ては經濟上已むを得ず又一面には訓練上の必要より掃除を課するものなり、故に今日に於ては改善策を講ずるを第一歩とす

一二六番 絶對廢止に賛成す、掃除の方法を工夫するも彼の廣大なる校舎を十分に掃除することは不可能なり、吾々は結核豫防に汲々として而も一方に斯の如き媒介の機會あるものを看過するは矛盾も甚しと謂ふへし經濟云々の如きは云ふへき問題にあらず當局者及町村長の一考を希望す

二番 掃除を廢したる縣の狀況に付縣當局の調査を希望す

一番 諮問に對する答申としては改良方法を以てし、其改良方法は可成早く實行せられたし一七七番 全廢説には賛成なるも我國の狀態としては先づ方法を改良するを急務とす

八番 掃除を爲さしむるに付學校に小使數人を増加するも町村經濟に幾何の影響あるへきか學校醫か僅かの經濟問題に顧慮して日進の學説に反する意見を持たるゝは甚た遺憾とする所

なり

伊勢崎町長 學校にて掃除を課するは獨り經濟上の問題のみならずして全く教育上の訓總より要求するものなり、故に可否の論を改めて方法改善の説を承り度きものなり、又結核菌の説多數出てたるか掃除の方法良くは左程危険にあらざるへし寧ろ最も危険と思はるゝ公衆衛生の不備に在り彼の結核患者か道路を歩行しつゝ微菌を吐きつゝある如きは危険の甚しきものと謂ふへし宜しく該患者には痰壺を持たしむる様致したし要するに學校に於ける掃除は教育上最も價值あるものなるを以て之か方法を改良して實行せられんことを希望す

第五、學校醫の學校視察を最も有効ならしむる方法如何

八 番 學校醫の學校視察の十分行はれ居る方面に各郡市より視察員を派遣することは最有効と信す即年々各郡市より視察派遣の方法を實行せられたし

一三三番 學校醫手當年額金五圓位にては到底完全に視察を爲すこと難し此の手當増額の措置を望む

一三四番 學校醫會條立後の研究にせられんことを望む

○協議事項に對する意見の概要及決議の結果如左

第一、明治三十九年七月縣訓令甲第三十四號學校職員身體檢查規程中左記の點改正の

要なきや(左記は茲に之を略す)

一三四番 適當の改正案と思ふ故に原案に賛成す

賛成多數にて原案可決す

第二、學校トラホーム豫防法に關する件

甲、檢診に關する件

(一)トラホーム定期檢診回数増加の件

一七七番 十二月檢診は事實に於て効果無きを以て反對なり

一〇一番 トラホームを檢診するも其の結果を慥むることを得ず縣下の狀況を承りたし

一七七番 前橋市にては火木土に校醫出校し別室に於て治療を爲す其結果は教員中の専務者之を調査す

一七五番 十二月檢診の件採決を希望す

原案反對多數に付否決す

(二)トラホーム分類の一定

一七五番 トラホーム分類を一定することは必要なるも困難なり、而して輕、中、重等の區別は限

群馬縣

局したる場所に於て決すべきものにあらすして病變の程度に依るものと信す

二 番 重、中、輕の分類は困難なり故に之を取らすして唯疑似症、輕症だけに分つを可とす

一七五番 分類を定むることは差支無しと思ふ

三九番 分類の必要あり

一三四番 四段階の分類は極めて必要なり

一〇一番 原案に賛成す

一一〇番 分類は便利なり唯其内容は各校醫の認むる所に一任せられたし

一七七番 原案に賛成せられたし

一七五番 分類には賛成なるも其内容を除去せられたし

一 番 一七五番説に賛成

三九番 一定の方法を以て分類したし

本案は四種の區別を爲すことは可なるも分類の内容に付ては更に研究を要するを以て之を省くことに多數賛成ありたり

乙、治療に關する件

伊勢崎町長 學校に於ける點眼、洗眼に付ては職員と校醫との間に議論あり當局者の御意見如何

番外(學務課長) 文部省に對し徳島縣の照會あり、文部省は内務省に交渉の上大體に於て差支無

き旨の回答ありたることを説明す

一二八番 原案に賛成す

一七五番 藥品材料は人に依りて異にするを以て一定することは甚た不條理なり宜しく校醫の適當と認むるものを用ふる様せられたし

番外(縣警察醫) 是は最小限度に定めたるものにして此の程度には少くとも備付けたしとの意味なることを説明す

一七番 本問題は參考に止められたし

一七七番 削去せられたし

一七五番 之を削去せは更に適當と認むるものを大略一定して備ふることとしたし

本案は全然削除することに多數賛成ありて可決す

第三、トラホーム豫防救治上學校に於て施設すべき適當なる獎勵方法如何

一七七番 治療票の成績を調へ治療に熱心なる生徒を賞揚するを有効とす

一七番 本件は町村當局者と相談して決定したし

一七五番 一七七番説の獎勵法は賛成なり

一七番 前説を主張す

本案は大體前説ありたるのみにして獎勵法は多數賛成ありて可決す

第四、時々生徒各自の體質を精査し體育等に資するの必要無きや

前橋中學校長提出の理由を説明し二三の間答ありたる後伊勢崎町長の諮問案に結び付けて研究せられたる希望あり之に多數賛成ありて可決す

○大正五年一月二十二日縣立太田中學校に於て開會

○諮問事項

第一、學校生徒の體力増進上最も急務と認むべき事項如何

一三〇番 學校體操に於て姿勢に注意し骨格を正すこと最緊要なり、今日の學校體操を見るに教師中理想的姿勢の如何を心得ざるものあり、姿勢は脊柱と肩胛骨との位置の整正を要するものなり

一七〇番 生徒の用ふる帽子には夏冬の區別無きものあり、夏は麥稈にて造れるものか冬帽ならば孔を穿ちて空氣の流通する様したし

一三八番 現今の體操は遊戲に類し志氣を鼓舞し、日本魂を發揮するには不十分なり、尋常科第六學年より擊劍體操を課する方可ならん

生徒には帽子を全く用ひしめさることにしたし又學校醫は生徒に對して體育に關する講話を爲す様したきものなり

一七〇番 帽子全廢には反對なり寧ろ洋傘を用ひしめたし、又生徒には朝時數分間深呼吸を爲さしむるを可とす

一七二番 現今は生徒の腦神經を刺戟すること甚たく爲に生徒の萎縮する傾向あり殊に衣食に汲々として利益に走る弊あり此の弊風を一掃したし

一三七番 女生徒の體格は進歩せり即ち子は親に比し其身長體重に於て大體は勝れり是學校に於て腰掛を使用する結果と思はる此旨趣を擴張して社會一般跪座するを廢したきもの也

一四八番 體力増進する各種設備の運用宜しきを得るを要す又生理生合理的體操を課すること、學校科目の數を減すること、無缺席生徒表彰を廢する等も必要なり

世良田村長 食物調理法の生理衛生に適應せざるは體力減衰に大なる影響を有するを以て之か改善を急とす

茂呂村長 體操の動作と元氣とを他の方面に活用する必要あらん又家庭方面に對しても體操の大切なることを知らしめ特に學校卒業後の青年期に於て之を獎勵する方法を講す可し

千江田校長 學校醫會、學校、家庭の三者相聯絡して體力増進の實行要目を定め漸次實現する様決

たし

二八

笠原東校長 學校體操か家庭に於て誤解せらるゝことあり衛生に關しても亦然り故に縣費を以て衛生展覽會を組織して巡回展覽せしめ且説明講話する方法を講せられたし

第二、學校生徒身體検査の體格等差を定むるに最も適切なる標準如何

第三、學校生徒身體検査の體格等差標準應用に關する意見

一三〇番 骨格(姿勢)の正しさものを最も立派なる身體とし之に次けるを中、最下を弱と定む可し
文部省の規定にては身長と體重との關係に於て體重の要求餘り多きに過ぐる様思はる、發育中の生徒に付ては體重は餘り重きを置く必要なからんか

一三八番 郡に専任學校醫を置かれたし

一四八番 諮問事項二、三は主として學校醫に關するものなるを以て宿題として他日の研究に譲りたし

第四、學校生徒掃除方法改善に關する意見

一四八番 生徒に掃除を爲さしむることは清潔及經濟の點より見て最も適良なる方法と信す、識者間には生徒の掃除を絶對排斥するものあれとも之には賛成する能はず

一三〇番 身體の薄弱なる生徒には掃除を爲さしめざるを可とす、又直立の位置を取れるものは拂

塵を用ひ其他は絶對に之を用ひず、塵拂を用ひたる場合は少しく時間を経たる後濕雑巾にて拭きとるへし

一七二番 掃除方法は期節に依りて異なり、寒中は凍傷の憂あり研究を要す

一三八番 拭き取る方法には賛成なり

一七〇番 生徒の掃除には賛成、如露にて水を撒きたる後掃き且拭ふを可とす、傳染病あるときは昇永水等の消毒薬を撒きて掃拭する方法を探る可し

一三〇番 如露にて水を撒く方法には反對なり

一二七番 濕雑巾にて拭き取る方法には賛成なり

郷谷校長 掃除の際雑巾のみを使用し、大塵は拭きたる後掃き出す方法を大正四年以來實行せるか其成績佳良なり

第五、學校醫の學校視察を最も有効ならしむる方法如何

一四八番 縣、郡に専門の學校醫を置くことは良策ならんも實行難かるへし故に先づ現在の學校醫優遇の方法を講し學校醫をして十分活動せしむる様せられたし

○協議事項に對する意見の大要及決議の結果は左の如し

第一、明治三十九年七月縣訓令甲第三十七號學校職員身體検査規程中左記の點改正の

要なきや(左記は茲に之を略す)

三〇

一六八番 提出の理由を説明し一三八番原案賛成の意見を述べ賛成多数にて原案可決す

第二、學校トラホーム豫防法に關する件

戸所警察醫提出の理由を説明す次に質問應答あり後意見の發表に入る

(1)、四月、九月の定期検診以外に十二月施行する理由如何

(番外) 九月より四月迄検診を行はざる期間長き故に十二月に於て検診せんとす

(2)、トラホームの分類は各郡市區々なりや

(番外) 検診醫の任意の如し

(3)、醫師に非らざる教師をしてトラホーム患者の手當を爲さしむることは差支無きや

(番外) 明治四十一年三月申官文六號各地方長官へ文部次官通牒に付説明す(通牒の要點——學校醫より其技術を練習せる一定の職員をして學校醫の指揮の下に點眼に従事せしむるは差支無之云々)

甲、検診に關する件

(一)トラホーム定期検診回数増加の件

一二七番 トラホームは検診を爲すも救治方法を爲さざれば何等の効無し故に十二月検診の必要無し

一三〇番 十二月検診の必要なし

一四八番 トラホーム検診は各町村に於て毎戸之を行ふや(番外の答なし)トラホームは學校トラホームにあらずして家庭トラホームなり家庭に於て根本的に撲滅に盡力するを急務とす、學校に於ける検診は従前の通にて可なり

○十二月は検診の必要無きことに多數賛成あり、原案否決と爲る

(二)トラホーム分類の件

一三〇番 トラホームの分類は一定するを便とすれとも其内譯に付ては意見あり

(1)疑似症 削除

(2)輕症 原案可

(3)中等症 原案可

(4)重 患 バンヌスはトラホームの本體にあらずして其の結果なり故にa、bの原案には全然不賛成なり、唯單に一般に病症の重きを重症とす可し

一二七番 トラホームを輕、中、重に分類するの必要無からん、唯多數兒童を短時間に検診すると故疑似症の分類は必要なり

一四八番 一三〇番説に賛成、分類は必要なるも疑似(輕症中に入るれば可)と重症のa、bの説は削除す可し

一三七番 疑似症の分類も必要なり、輕、中、重の區分は治療醫の意見に一任し學校醫は疑似症及トラホームの二種に分類するを可とす

一六八番 本縣に於ては分類法は一定せりや(番外答、多分一定せざるものと思ふ)邑樂部にては疑似、輕、中、重と分類することに一致し居れり

一五八番 トラホームは家庭に於て傳染すること甚だし故に家庭豫防に盡力せられたし

一四八番 本問題は採決せずして後日縣學校醫會に於て研究せん爲め宿題と致したし

○一四八番説に賛成多數トラホーム分類の件は宿題研究に可決す

乙、治療に關する件

一四八番 第二、治療に關する件は全部削除せられたし、非醫師に治療せしむることは實際不可能なり教師の手當を爲すことは醫師の默認する程度に止め學校醫會議に於て是認の旨を決議して表明することを希望せず

一三八番 一四八番説に賛成、トラホーム治療は治療費の出所に於て研究する必要あり、即ち患者町村、縣、國等に於て各々幾分つゝ負擔する方法を採用せられたし

一二七番 教師をして手當を爲さしむることは有害なりと信す

一三〇番 本問題は後日慎重に研究討議したし

一三七番 非醫師に劇藥等を使用せしむることは不都合なるに付原案には全然不賛成學校に於て爲さしむることは食鹽水、硼酸水等の豫防藥にて洗面せしむる程度に止め置きたし

一四八番 教師の手當としては、點眼、洗眼を默認する程度に止めたし

一七二番 生徒のトラホームか教師より傳染せしむることを聞かす、學校に於て輕易なる手當を爲すことは親か子供に點眼、洗眼を爲すこと、同様なるものにして決して不都合と爲すへからず

一三八番 本問題は縣學校醫會設置の議あるに付之か設置後此會に於て研究することゝしたし

○一三八番説に多數賛成あり、第二治療に關する件は縣學校醫會の研究問題と爲すことに可決す

第三、トラホーム豫防救治上學校に於て施設すへき適當なる獎勵方法如何

新田郡視學及一二七番提出理由説明、一四八番縣學校醫會に於て研究することに致し度旨述べたるに多數賛成あり

○本問題は後日縣學校醫會に於て研究することに可決す

第四、時々生徒各自の體質を精査し體育に資するの必要無きや

○本問題は諮問事項二、三に付帯して研究することに賛成多数可決す

◎大正五年一月二十九日縣立高崎高等女學校に於て開會

諮問事項

第一、學校生徒の體力増進上最も急務と認むべき事項如何

七 番 腸の寄生蟲を驅除する必要あり

四 番 體力の減退は學問の食傷に原因す

六七番 體操教授の際姿勢を正しくせしむること又生徒の辨當少量に過ぐる結果間食盛に行はる

一八一番 戶外遊戯を奨励すへし又學校に於ては校庭に夏期日除の爲め綠樹を植栽し冬期防風の爲

め西北方に檜、樅等を植栽すへし

四五番 生徒身體検査の結果を兒童各自に知らしむると同時に身長、體重、胸圍に付ては各個人

のものと同校、縣、全國の平均と比較したるものとを表に作製(在學中繼續記入)して兒童

に體力増進の競争心を起さしむる方法を講ずへし

七五番 兒童の體力減退は父兄の體力の衰へたるに起因するものと認むるを以て家庭に衛生思想

を普及し學校と相俟つて改良に努むるを要す

一七九番 薄弱兒童に注意して其原因を父兄に知らしめ適當の注意を與へて體力増進に努めしむへ

く、尙上級學校との連絡を圖り小學校に於て與へたる良習慣を系統的に持續せしむること
等にも力を用ふへし

四七番 現今の家庭に於ては無意義に兒童を愛して柔弱ならしむるものと疾病、體力の如何を顧

慮せず保護を加へざる爲め體力の減退を來すものとあり其種の弊を除去することを要す

五七番 尋常小學校第五學年以上の兒童に擊劍を課すること、家庭と連絡して兒童の運動を規則

的ならしむること家庭に於ける衛生思想を啓發するに努むること等は必要なり

高崎市幼稚園醫 左の注意を必要とす

一 小學校入學時に於て入學前の健否を調査すること

一、教師は日々兒童健否の状態に注意し薄弱兒童に對しては教科目を適當に案配すること

一、皆勤賞を得ん爲めに病弱兒童の強て登校する弊を除くこと

一、病弱兒童は常に他の學友より疎外せらるゝ傾向あり可成之を保護すへきこと

一、校庭には撒水設備を爲すこと

一、家庭に於ては毎月一回兒童の健康診断を受けしむること

太田村長 辨當量を増加することは六七番と同感、體操教授の際は教授者先以て元氣を鼓舞し又教

授の統一を計る必要あり

芝根村長 體力の減退は學科の負擔過重に因る教科目を減し一層體操教授に力を加ふるを可とす

小野校長 學校と家庭と連絡して早寢夙起を勵行するを可とす

三ノ倉校長 體操器械を完備し各種の運動を盛んならしむること尋常科第六學年以上に擊劍柔道を課すること等は必要なりと思惟す

桃井校長 學校醫は身體検査票中「本人に對する注意事項」欄を最も有効ならしむる様留意せられたし又今回の如き會合を屢々行はれ相互の意見を交換せしめられ度し

中央校長 兒童の體育問題は學校長の全責任なり、今日に於ては體育に關する確信を學校長に抱かしむること最急務なりと信す

第二、學校生徒身體検査の體格等差を定むるに最も適切なる標準如何

第三、學校生徒身體検査の體格等差標準應用に關する意見

一六番 女子の身長、胸圍體重測定の方法を同一ならしむる爲め標準を一定せられたし

七五番 縣の身體検査統計表を學校醫にも配付せられたし

第四、學校生徒掃除方法改善に關する意見

第五、學校醫の學校視察を最も有効ならしむる方法如何

七番 掃除器具を改良するを要す、箒、雑巾は長柄を付しハタキは布片を用ふるを可とす

九五番 七番と同意見なり

七五番 冬期には幼弱なる下級學年兒童の掃除を免除し六學年に於ても兒童身體狀態及砂塵甚しき場合には適當に加減する必要あり

五番 掃除の際は鼻口を覆はしむるを可とす

一七九番 左記事項に一層注意を望む

一、痰壺使用を勵行すること

一、便所の掃除は一層留意すること

一、學校附近の道路は可及的清潔ならしむること

一、掃除の際は少量の水を撒き先端に布を付したる長柄の箒にて押す如くしハタキは布片を用ふること

一、兒童には鼻毛を絶對に剃らしめざることを要す

一、掃除の際談話を禁すること

小野校長 掃除の際には學校教員は必ず監督指導を怠らざるを要す

下仁田校長 掃除方法に付ては從來より研究しつゝあるも適切と認むべき方法を案出するを得ず此際掃除を爲さしむる兒童の年齢、方法、時期、時間等に付て校醫の意見を承りたし

○協議事項

三八

第一、明治三十九年七月縣訓令甲第三十四號學校職員身體檢查規程中左記の點改正の
要なきや

本件は改正することに可決す

- (一) 検査項目を増し様式を次の如く改むること(様式は略之)
- (二) 検査醫検査書を作製したるときは學校長を経すして密封の上郡長(又は知事)に差出す様改むること

學校長か職員的身體狀況を知ることとは指導監督上最も必要なるに付本件は改正せざるを可とする意見多數にて否決す

- 甲、檢診に關する件
 - (一) 學校トラホーム豫防法に關する件
 - (二) トラホーム定期檢診回数増加の件

本件は否決す

縣學校醫會設置の後同會に委託して研究することに多數の意見あり、延期に決す

乙、治療に關する件

本件は縣學校醫會設置の後同會に委託して研究することに多數の意見あり延期に決す

第三、トラホーム豫防救治上學校に於て施設すべき適當なる獎勵方法如何
本問題も亦縣學校醫會に研究を委託することに決す

中央校長 トラホーム治療は單に學校生徒に實施したるのみにては効果薄し將來市町村民の檢診をも行ひ其治療費は市町村の負擔とすへき制を設けられんことを其筋に建議すへきことを近く設置せられんとする縣學校醫會に對し希望する所なり

第四、時々生徒個人の體質を精査し體育等に資するの必要無きや
本問題も亦縣學校醫會に研究を委託することに決す

但獨り生徒のみに止めず職員にも及ぼすこと、し本文時々の下に「職員」の二字を加ふることの希望あり此の希望を採ることに決す

協議事項に對する三ヶ所に於ける會議の結果左の如し

第一、明治三十九年七月縣訓令甲第三十四號學校職員身體檢查規程中左記の點改正の
要なきや

協議事項	協議場所	縣會議事堂	太田中學校	高崎高等女學校
(一) 検査項目を増し様式を改むること		原案可決	原案可決	原案可決
(二) 検査醫検査書を學校長を経ずして密封の上差出す事		原案可決	原案可決	原案否決

第二、學校トラホーム豫防法に關する件

協議事項	協議場所	縣會議事堂	太田中學校	高崎高等女學校
甲 檢診に關する件				
(一) 檢診回数増加		原案否決	原案否決	原案否決
(二) 分類の一定		分類は可なるも其の内容は削除することに決す	宿題研究に決す	縣學校醫會の研究問題と爲すことに決す
乙 治療に關する件				

第三、及び第四

(一) 教師の手傳	原案否決	縣學校醫會の研究問題と爲すことに決す	同	同
(二) 材料の設備	原案否決	同	同	同
(三) 患者の治療	原案否決	同	同上	同上

協議事項	協議場所	縣會議事堂	太田中學校	高崎高等女學校
(三) トラホーム豫防救治上學校に於て施設すべき適當なる獎勵方法如何		意見の發表ありたるのみ	縣學校醫會に於て研究することに決す	縣學校醫會に於て研究することに決す
(四) 時々生徒個人の體質を精査し體育等に資するの必要無きや		諮問事項に附帶して研究することに決す	諮問事項二、三に附帶して研究することに決す	時々の下に「職員」を加へ縣學校醫會に於て研究することに決す

答申書本年一月御開催之縣學校醫會に御諮問相成候件別記の通り答申候也

追て別紙會則の通り今般群馬縣學校醫會創立致し候條爲御參考及答申候也

大正五年五月八日

群馬縣

群馬縣學校醫會長

第一、學校生徒の體力増進上最も急務と認む可き事項如何

學校生徒の體力増進策のことたる問題頗る重大にして、社會凡百の方面より、精覈なる研究と明細なる觀察とを遂げ而して長年月間倦むなき實行を俟つて漸く其目的を實現するに至る可く、國民體力の發展上之を輕々に論し去るを許さざるは勿論なり、然れども今日吾等校醫の齊しく視て最も急務と認むる所、亦諸方面に涉り甚だ多きに達するも、茲に其の主要なる事項を列舉し以て、今日社會一般に智育をのみ重大視して動もすれば體育を輕々に附せんとする將來憂ふ可き傾向を矯正し教育當事者をして學校家庭と相俟つて一層心血を生徒子弟の體力鍛鍊の上に傾注せしめられんことを希望して止まざる所なり

(一) 體操は單に身體の運動鍛鍊のみを目的とす可きものに非ざる事論なきも、多少形式に流るゝの憾なき能はず、故に更に改良を加へ生徒をして自發的有意的に身體各部の運動鍛鍊を行はしむるの要あり、(二) 今日校庭に於ける生徒の遊戯的運動は教育當事者に於て體育上比較的重要視せられざるの憾なき能はず校庭の鞦韆廻旋塔の如き固より必要の設備なること論なきも一部分の生徒の専用に歸し他の多數は傍觀の狀態にあり、故に教師督勵指導の下に全生徒をして共同的に活潑なる運動を爲さしむるの設備を爲すの要あり

(三) 校庭は塵埃の飛散を防止する法を講し且つ運動場の狹隘なる所及運動器具の設備不完全なる所は速に管理者をして改良設置せしむること

(四) 一般に教課の過重は生徒の體力に惡影響を來すこと多し依つて從來の夏期冬期休暇に課する過重の宿題は大に制限を加へ専ら體力養成に利用せしむること

(五) 無缺席獎勵は生徒疾病の初期にありて強て登校せんとするの弊あり依つて一學年間無缺席者と同日以内の疾病欠席者には精勤證を與へ皆勤證なる名稱は廢すること

(六) 時に生徒をして校外運動を行はしむること

(七) 生徒の衣服は疾病等特別の場合を除き厚さに失せざる様又た手袋襟巻は可成制限すること

(八) 急速なる食事は衛生上有害なれば戒めざる可らず、且つ食後は一定時間の安靜を取らしむ可し又た辨當は時に檢閲し少重に失せざる様す可し

第二、學校生徒身體検査の體格等差を定むるに最適切なる標準如何

(一) 文部省に申議して日本全國生徒の體格検査表に依り、各年齢別に一定の標準係數を算出制定せしめ其係數を基礎とし、尙ほ各生徒の營養の良否疾病の有無、輕重を斟酌して強、中、弱の區別を爲す事

(二) 係數の一定せざる間は既定の文部省體格検査表中、體重、胸圍、身長の平均數を標準とし

尙ほ體質營養の良否、疾病の有無輕重を斟酌して稍や平均數に近き者を中等とし、著しく超過するものを強とし劣れるものを弱として之れを定む

第三、學校生徒身體検査の體格等差標準應用に關する意見

體格薄弱なる生徒に就ては漸次體力の増進を計らん爲め直接本人又は父兄に對し或は受持教師を通じて、各自家庭に就て特に注意すべき要點を指教し、學校にありては課業の過重に失して身體に悪影響を及ぼさるやう受持教師は校醫と合議し或は授業時間を短縮し、或は遠足、遊戯、體操等に於ても過劇なる運動は制限又は全廢せしむる等適宜、之れを處置し其他異常ある生徒に對し校醫は常に監視する事

第四、學校生徒掃除改善に關する意見

(イ)掃除は濕拭法により必ず受持教師の指導の下に施行す可き事

(ロ)尋常科三年以下の兒童、虛弱なる者、中等度以上のトラホーム患者及疾病あるものは掃除を免除す可き事

(ハ)生徒の掃除は教室内に限る可き事

第五、學校醫の學校視察を最も有効ならしむる方法如何

(一)當事者の衛生思想を向上せしめ校醫の意見を容れ之を實行せしむるにあり

(二)校醫は視察の際一層生徒の健康状態に注意し若し生徒の疾病を發見したる時は校長又は受持教師に申告して適當の治療を加へしむること

(三)身體虛弱なる者及疾病ある者を發見したる時は校長及受持教師と合議して過劇なる遊戯體操及學課を制限し又は其の一部を廢せしむること

(四)精神能力に缺陷ある生徒には學課の過重に失せさるやう校醫は校長及受持教師と合議し適宜之れを處置すること

(五)能力缺陷及疾病等を發見する一方法として校醫視察前受持教師をして豫め之れを推定せしめ置くこと

(六)校醫は生徒の家庭に衛生思想を普及せしむる目的を以て父兄母姉會等適當なる機會に於て衛生講話をなすこと

(七)校醫は學校職員或は生徒に對し適當なる機會に於て緊要なる衛生講話をなすこと
尙將來學校衛生主事を設置する見込なり

千葉縣

(九月二十六日現在)

四六

一、指導監督機關

本縣に於ては縣學校醫として千葉醫學專門學校教授一名を囑託し、適宜、縣下各郡の學校を巡視し、其の所屬學校醫を指導せしめ居れり。

(一) 名 稱 縣學校醫

(二) 職務の範圍

規定なきも主として各學校醫の執務狀況を視察し併せて指導をなさしむ。

(三) 執務の狀況

本年度に於て初めて設置せるものなれば、未だ全縣下の視察を了せざるも既に視察せるもの數郡ありて、其都度之を知事に報告す。

(四) 俸 給 年度末に於て手當として百圓を支給す。

尚香取郡東城村に村醫一名を置き、學校醫及學校衛生の指導監督をなさしむ。而して其の執務の狀況は兒童身體検査に立會を爲し、又は臨時身體検査を執行するの外、時々學校に於て衛生狀態を視察す。手當として年額拾貳圓を支給せり。

一、學校醫會に關する施設

學校醫會を施設せるものありては、僅に千葉郡の外二郡にして未だ各郡に亘りて其の施設を見ざるも、逐年衛生思想の向上と共に、各郡に於て其の必要を感し、適當の時機に於て醫會を開き、學校衛生の歩を進めんとするもの漸く多し。今千葉郡に於ける會議の狀況を擧ぐれば左の如し。

大正四年十月十八日郡内小學校醫會議を郡役所に開き、左記の事項を協定し、町村長及小學校長に對し、其の實行を通牒せり。本會は毎年一回開催の豫定なり。

一、學校衛生施設上改良を要すへき事項

二、衛生思想普及に關する簡易適切なる施設

三、郡内小學兒童の疾患及衛生上特に注意を要すへき事項

四、小學校兒童「トラホーム」治療實行上の方案

五、應急手當の講習

六、其他學校衛生に關する事項

一、學校衛生に關する其の他の施設

東葛飾郡に於ては毎學期末に於て「トラホーム」治療の状況を各小學校長より報告せしむ。又各郡共、郡視學、學事擔任書記出張に際しては、該校の衛生状態に注意し、又小學校に於て職員中、特に衛生係なるものを置き、兒童衛生狀況に注意せしむるものあり。又千葉郡教育會に於ては客年八月夏期講習會を開き、學校衛生救急療法の講習をなし。本年六月郡内三ヶ所に於て衛生講話會を開き、學校衛生係に聽講せしめ、又昨年度及本年度の二回、衛生展覽會を開き、各小學校兒童をして觀覽せしめたり。その他各郡に於ても、常に學校衛生に注意し、校舎の清潔法、兒童生徒、職員の「トラホーム」豫防、肺結核豫防に就ては各學校夫々の施設をなし居れり。

茨 城 縣

(八月二十八日現在)

一、指導監督機關

- (一) 名 稱 學校衛生技師
 (二) 職務の範圍

學校衛生技師職務規程

第一條 縣に學校衛生技師を置き、左の職務に従事せしむ。

- 一、學校衛生に關する視察並調査
- 二、學校職員の身體検査
- 三、其他學校衛生上必要なる事項

第二條 大正四年九月茨城縣令第三十五號市町村立小學校教員疾病治療料給與規程第三條の指定醫は學校衛生技師を以て之に充つ。

右規程の外、恩給顧問醫、小學校教員檢定試驗委員

(三) 執務の狀況

教育課内にありて、學校生徒兒童の「トラホーム」及發育並健康状態の調査、學校傳染病豫防、地方病の調査、學校視察、學校醫並家庭衛生講話の爲め、各郡に出張せしむ。

(四) 俸 給 九百五十圓

一、學校醫會に關する施設

大正四年縣立學校醫の會合ありしも、臨時の開催に係れるものなり。尙縣下數郡に於ては郡長の召

集に依り學校醫會を開催し、學校衛生に關し、指示、訓示、諮問等を爲せり。

五〇

一、學校衛生に關する其の他の施設

學校衛生技師縣内視察終了後、其の意見により施設を定むる方針なり。

栃 木 縣

(十月十二日現在)

一、學校醫會に關する施設

本縣に於ては常設の學校醫會としては公設のものなきも、私設の學校醫會に、栃木縣學校醫會及足利郡學校醫會の二あり、其の會則左記の如し。

○栃木縣學校醫會々則

第一條 本會を栃木縣學校醫會と稱し、縣内學校醫を以て組織す。

第二條 本會は學校衛生の統一及進歩を圖るを以て目的とす。

第三條 本會事務所を宇都宮市に置く。

第四條 本會は理事の決議に依り會期を定む。

第五條 本會々員は會費として一ヶ年金五拾錢を支出するものとす。

第六條 本會々員の互選を以て各郡市に二名の理事を置き、會務を處理し其の任期を二ヶ年とす
第七條 本會の趣旨に賛成の名望家、教育家、衛生家は之を贊助員に推薦す。

○足利郡學校醫會規則

一、名稱 本會を私立足利郡學校醫會と稱す。

二、目的 學校衛生に關する進歩發達を計り實施すへき事項を研究するを以て目的とす。

三、組織 本會は郡内各學校醫を以て組織す。

四、場所 本會事務所を足利町四丁目二百二十五番地に置く。

五、役員 本會に理事二名を置く、但し會員の互選とす。

六、理事は本會一切の會務を掌り任期は滿二ヶ年にして無報酬とす。

七、會期 本會會期を通常會臨時會の二種とす。通常會は毎年一回春季に於て開催す。

八、臨時會は理事の意見若くは會員半數以上の請求あるとき之を開催す。

九、會費 本會費は一ヶ年金拾五錢とす。

一〇、 本會を則は本會の決議に依らされは變更することを得ず。

五二

一、學校衛生に關する其の他の施設

學校衛生に關する施設としては、各郡市に於て、學校醫の打合會を行ひ、又町村巡廻結核豫防幻燈會開催の際、學校衛生に關する講話を爲す等のことあり。尙本年は八月下野教育會に於て三日間學校衛生に關する講習會を開催せり。

一、將來の計畫

學校衛生主事設置方につき目下計畫中なり。

奈良縣

(八月十七日現在)

一、指導監督機關

- (一) 名 稱 學校醫兼恩給顧問醫並學校衛生主事
- (二) 職務の範圍

縣立學校職員生徒の體格検査並郡市町村立各學校教員の體格検査をなす外、一般學校衛生を監督す。

- (三) 執務の狀況

縣立學校の職員生徒の定期身體検査並郡市町村立各學校教員の體格検査は施行の前豫め其の期日を通知し、特に小學校教員にありては之を各郡數ヶ所の便宜地に集合せしめて之を施行す。縣立學校は毎月衛生狀況を視察し、尙臨時縣内各地の學校を視察し、學校衛生に關する講話をなす。

- (四) 俸 給 九百圓

三重縣

(九月二十六日現在)

一、學校醫會に關する施設

縣下の郡中、學校醫會を開催するもの六郡にして何れも兒童身體検査の利用、教員、使丁、身體検査の結果の措置、學校醫の學校視察結果の措置等、學校衛生に關する各般の事項を研究す。尙學校醫會を設置せざる郡市にありては將來是か施設をなさしむる方針なり。

一、學校衛生に關する其の他の施設

目下縣下に於ける主なる事項は兒童飲料水の検査及校醫の衛生講話、學校衛生研究會の開設、校醫の衛生に關する智識の普及並「トラホーム」の治療等にして其の他特殊の施設なし。

愛 知 縣

(九月十九日現在)

一、學校醫會に關する施設

名古屋 市

名古屋市學校醫會

第一條 本會は名古屋市長監督の下に市立學校々醫を以て組織し、之を名古屋市學校醫會と稱す

第二條 本會に顧問若干名を置き、市長之を囑託す。

第三條 本會は學校衛生の進歩統一を計り、兒童の健康を保全するを以て目的とす。

第四條 本會は第三條の目的を達する爲め、左の事項を行ふものとす。

- 一、學校衛生上特に必要と認めたることは審議の上、之を管理者に建議すへし。
 - 二、監督官廳の諮問及學校衛生に關する公共的質疑に應答すること。
 - 三、學校兒童の家庭に於ける衛生上の改善を圖ること。
 - 四、學校衛生作業の統一を保つか爲め、諸般の打合をなすこと。
- 第五條 本會に會長一名理事一名を置き、其の選任は左の方法に據る。
- 一、會長は會員中より市長之を選任す。
 - 二、理事は會長之を選任す。

第六條 本會は毎月第一及第三土曜日午後一時より市役所に於て定期例會を開くものとす。

但し會長必要と認むるときは、臨時開會することを得。

尙本會は左記事項の實行を期す。

- 一、名古屋市教育會と聯絡し教育上一般衛生の向上を圖る。

- 五六
- 二、文部省學校衛生講習會開催の場合は本會員より一名宛講習を出願すること。
 - 三、學校衛生に關する文部省令事務の勵行。
 - 四、他地方の學校衛生狀況視察。

一、學校衛生調査に關する施設

名古屋市

學校衛生の調査は主として學校醫會に於て之を行ふ。調査項目大要左の如し

- 一、兒童身體統計表
- 二、「トラホーム」患者統計表
- 三、病氣缺席兒童病名別統計表
- 四、學校内に於ける傷病者救護統計表
- 五、職員身體檢查統計表
- 六、市内小學校兒童身體發育狀況比較調査表
- 七、小學校小使身體檢查統計表
- 八、小學校運動場面積と兒童身體發育との關係調査表

- 九、小學校兒童視力検査表
- 一〇、小學校兒童色盲検査表
- 一一、職業別兒童身體發育調査表

一、學校衛生に關する其の他の施設

(一) 名古屋市

- 一、各學校に醫務室を特設し、市費を以て救急藥品及衛生材料を備ふ。
- 二、各學校に「トラホーム」治療及救急用器具を備ふ。
- 三、傳染性皮膚病の豫防及治療法を講ずること。
- 四、修學旅行運動會其の他兒童の集合する場合は校醫必ず同行すること。
- 五、時々兒童に對し、衛生講話をなすこと。
- 六、臨機必要に應じ、父兄を集め衛生講話をなすこと。
- 七、小學校職員に對し、救急療法の講習をなすこと。
- 八、第二期種痘を就學兒童に施すこと。
- 九、時々名士を聘し學校衛生講話會を開くこと。

- 一〇、夏期休暇前水泳に赴く児童は特に身體検査を爲すこと。
- 一一、夏期休暇前及傳染病蔓延の徴あるときは心得書を児童に配付すること。
- 一二、名古屋市教育會主宰事業に關し衛生的事項は本會にて擔任すること。
- 一三、教育品展覽會ありたる場合は學校衛生に關する調査統計表、及標本其他必要と認むる出品をなすこと。
- 一四、衛生日誌を備へ記入すること。
- 一五、學校児童及職員傳染病に罹りたる時は勿論、其の家族中、傳染病に罹りたる者あるときは全校又は一部児童の健康診斷を施し、且つ消毒の任に當ること。
- 一六、其他學校衛生上必要なる事項は臨時之を行ふ。

(二) 碧海郡

大正三年養護に關する調査をなし、爾來之か實行に努めつゝあり。

- 一、児童「トラホーム」の治療は其の學校に於て治療票を作り、郡醫師會と協議の上半額治療を行ひ、之か撲滅を圖れり。
- 二、教員身體の狀況に就ては毎に注意を拂ひ、毎年四月身體検査を行ひ、又特に結核性の病狀を認めたる時は其の處置を誤らざる様留意せり。

一、將來の計畫

本縣に於ては明年度より學校衛生主事なるものを設置するの計畫中なり。

靜岡縣

(九月二十一日現在)

一、學校醫會に關する施設

學校醫會の施設としては濱松市に公設の醫會(附記の一)ありて學校衛生に關し、改善の法を講ずるものあるの外、他に特殊の施設なし。

一、學校衛生調査に關する施設

一、學校醫等をして毎年若くは毎學期、生徒児童の身體検査及「トラホーム」検査等を行ひ、之か統計表を作製して生徒児童の健康狀態を調査す。

二、衛生日誌を備へ、職員中に衛生係を置き、常に兒童の衛生状態を査察し、傷病の種類及之か救急法等を調査研究す。

三、「トラホーム」患者名簿を作製し、疾病の経歴等を調査して豫防の参考に資す。

尚田方郡にありては、本年七月、各町村長に通牒し、一定の様式を定め、毎年四月末日限り學校若くは醫師をして小學校教員の健康状態を調査することと爲せり。

一、學校衛生に關する其の他の施設

本縣下に於ける諸學校は何れも衛生に關する文部省令の旨趣に基き、各般の施設をなし、體育衛生等に關し、遺憾なきを期せり。其の一例を舉ぐれば(附記の二)の如し。以上の外、本年八月衛生に關する左記の展覽會及講習會を開催せり。

一、駿東郡教育會主催體育衛生展覽會

二、庵原郡教育會主催夏期講習會(家事科教科書中に於ける衛生事項)

(附記の一)

濱松市學校醫會々則

第一條 本會は濱松市立學校醫を以て組織し、之を濱松市立學校醫々會と稱す。

第二條 本會に賛助員を置き市長及當該課長並に各學校長及主任を推薦す。

第三條 本會は學校衛生の進歩統一を圖り生徒の健康を保全するを以て目的とす。

第四條 本會は第三條の目的を達する爲め左の事項を行ふものとす。

一、學校衛生上特に必要と認めたる事項は協議の上之を管理者に建議すべし。

二、監督官廳の諮問及學校衛生に關する公共的質疑に應答するものとす。

三、學校生徒の家庭に於ける衛生上の改善を圖ること。

四、學校衛生作業の統一を保つ爲め諸般の打合せをなすこと。

第五條 本會に當番幹事二名を置き會務を處理す。

但し任期を一ヶ年とす。

第六條 本會は隔月一回定期會を開會す。

但し必要と認めたる時は臨時開會す。

(附記の二)

(一) 學校清潔法

A 日常清潔法

新 岡 縣

- (1) 各室掃除は毎日終業後に於て之を施行す即學校職員は尋常科第三學年以上の兒童並使丁を督して各室の窓及戸障子を開放し室内の塵埃を拂ひ如露を以て少しく床面を潤し然る後床上を掃き各器具及床面を濕布にて拭ふものとす。
- (2) 各室の痰壺及紙屑箱は毎日庭園は一週數回之を洒掃す。
- (3) 便所は毎日又一週數回清水を以て洗滌す。
- (4) 廊下及昇降口は毎日庭園は一週數回兒童中分擔を定めて之を洒掃す。
- (5) 毎土曜日又は一ヶ月數回左記の清潔法を行ふ。
 - (イ) 塵 芥 場
 - (ロ) 下 水 道
 - (ハ) 湯 呑 所
 - (ニ) 煙 突 及 竈
 - (ホ) 便 所 防 臭 劑 の 撒 布
- (6) 夏期に於ては大小便所共に時々石灰又は「デシン」を撒布して消毒を行ふ。
- (7) 戸外に於て使用する履物は室内に於て使用することを禁す。
- (8) 宿直用寢具は時々日光に曝し被覆寢衣等は力めて洗濯せしむ。
- (9) 圖書及公文書は特別の物を除く外毎年一回日光に曝し刷掃を行ふ。
- (10) 浸水後の清潔は特に嚴重に之を行ひ校地、校舎、校具の日光消毒、井戸の浚渫等特に注意す。

B 定期清潔法

- (1) 定期清潔法は毎學期末之を行ふ即ち校具を室外に搬出して日光消毒並に藥品消毒を行ひ施行後五日間は戸障子を開放して空氣及日光を通せしむ。
 - (2) 井戸の浚渫は定期清潔法の都度之を行ふ。
- 學校に於ける傳染病豫防及消毒方法

明治三十一年文部省令第二十號に準據し適宜の措置をなすの外左記事項を實施す。

- (一) 患者用大便所を設定し下痢患者をして之を使用せしむ。
 - (二) 患者用大便所は毎日終業後石炭酸水を以て消毒す。
- 肺結核豫防法
- (1) 各室に痰壺を配置し唾痰略出の際は必ず之を使用せしむ但し唾壺には少量の稀石炭酸水を入れ置き以て其乾燥飛散を防止す。
 - (2) 毎朝深呼吸を實施して肺臟機關の健全を圖る。
 - (3) 毎年四月に於て全兒童に對し學校醫をしてビルケー氏の反應試験をなさしめ陽性反應を呈するものに對しては相當注意を促して治療せしむると共に學校に於ても相當處理す(眞倉、栗本小學校)

(四)

- (4) 兒童相互間に於ける學用品其他の貸借を嚴禁す。
 - (5) 堊筆は澱粉質製品を用ひ粉末の飛散を少からしむ。
黒板拭は濕布又は含濕黑板拭を可成使用せしむ。
- 「トラホーム」豫防法
- (1) 兒童の身體及衣服の清潔法に付ては毎週月曜日（又は其他の日に於て）會禮の際點檢を行ひ特に頭髮、身體、衣服、手拭等の清潔に注意し相當の訓戒をなす。
 - (2) 「トラホーム」患者は放課後清水を以て顔面、手指等を洗滌せしむ。
但し位置、器具等を指定し一般兒童用と區別す。
 - (3) 「トラホーム」患者は教室掃除番を免除す。
 - (4) 體操場に於て塵埃の飛散を防ぐ爲め適宜撒水を行ふ。
 - (5) 「トラホーム」患者は一定の符標を著けしめ且つ治療票を交付し以て醫士に付き治療を受けしむ。
 - (6) 「トラホーム」患者中病狀輕症なるものに對しては學校に於て點眼施藥をなす。
 - (7) 「トラホーム」患者は之を家庭に通告し相當治療せしむ。
 - (8) 「トラホーム」患者は病室内に在りては一般健康兒童より離席す。

- (五) 耳疾、齶齒、季節病に對する施設
- (1) 耳疾に關する施設
 - (イ) 重聽者は教室内前位置に着席せしむ。
 - (ロ) 耳に故障ある兒童は家庭に注意し相當醫士の診斷治療を受けしむ但し耳漏等の初期のものに對しては硼酸洗滌を施して治療を促進す。
 - (2) 齶齒に關する施設
 - (イ) 毎朝必ず鹽水又は齒磨粉を使用して齒牙を清潔ならしむ。
 - (ロ) 食後必ず含嗽するの習慣を養成す。

- (ニ) 齲齒あるものは其初期に於て相當醫士の治療を受けさしむることに力む。
- (ホ) 齲齒の心身發達に及ぼす影響の大なることを克く父兄に知悉せしむ。
- (三) 季節病に關する施設

- (イ) 初夏の候に於ては特に「衛生心得」を印刷し各兒童に配付し以て注意を促す。
- (ロ) 耐暑寒力を養成する爲め冷布摩擦、薄着、日光浴、空氣浴並積極的運動法を奨勵す。
- (ハ) 兒童中廻虫の爲め腹痛、頭痛、發熱等の症狀を呈することあるを以て夏季に於て特に學校醫をして全兒童に對し「サントニン」を二回若くは三回服用せしめたるに其の効果極めて良好なりしと云ふ。

(六) 救急設備

- (1) 突發的傷病兒童の爲め救急治療函を設け左記の器具及藥品を設備し應急手當を施し以て校醫の來診を待つ。

(イ) 外用

繃帶、洗滌器、絆瘡膏、石炭酸水、ヨードホルム、脫脂綿、昇汞水、硼酸、ガーゼ、ヨヂムチンキ、ビンセット、スポイト、アンモニヤ水、鉢、檢温器、齒痛止藥、耳痛止藥、石炭酸軟膏、油紙、小刀、針、デルマトール、イヒチオール、エーテル、ケレオソート、

鹽剝、皓礬水、メントール油、カンフルチンキ等

(ロ) 内用

ツコブ、寶丹類、苦味丁幾、藥用葡萄酒、重炭酸曹達、コロダイン、メントール、舍利鹽、熊膽丸等

- (ハ) 患者用敷布、蒲團等寢具一切
- (ニ) 救急に關する心得は職員一般に克く徹底せしむる爲め職員會の時是等に關する打合せ又は研究をなす。

(七) 飲料水に關する施設

- 1 飲料水の水質検査を行ふ。
- 2 夏期は毎日一回又は數回放課時間中に於て煮沸したる湯又は茶を與へ生水飲用を禁す、食事の時亦同じ。
- 3 飲用水は總て濾水を使用す。

(八) 其他學校衛生に關する施設

- 1 教室の換氣、採光取扱に關し注意す。
- 2 兒童姿勢要領を制定し其姿勢に克く注意す。

- 3 兒童の學校用茶碗箸等に付毎週一回其清潔狀況を檢查し衛生上遺憾なからしむ。
- 4 特殊の場合を除く外兒童の襟卷使用を禁す。
- 5 兒童の身長と机腰掛等の高さに付特に注意し適當のものを使用せしむ。
- 6 毎年四月に於て就學すべき兒童に對し就學期日前に於て該兒童を學校に召集し校醫をして身體検査を施行せしめ疾病兒童に對しては入學期日迄に相當治療せしむ。
- 7 理髮所を設け理髮具（ホルマリン消毒を行ふ）を備へ隨時兒童の理髮を行ふ。

山梨縣

（九月十三日現在）

一、學校醫會に關する施設

本縣に於ては適當の機會に縣下學校醫會を開き、斯道の刷新を圖らんとするも、未だ其の運に至らず、専ら郡市長を督勵して郡市學校醫會を設けしめ、之を指導誘掖して、斯界に相當なる貢獻を爲

さしめ以て學校衛生の實績を挙げしめんとす。今郡市に於ける學校醫會の狀況を舉ぐれば左の如し。

西山梨郡醫會々則

- 第一條 本會は西山梨郡學校醫會と稱し事務所を西山梨郡役所に置く。
- 第二條 本會は學術衛生に關する事項を調査研究し、其の進歩發達を圖るを以て目的とす。
- 第三條 本會は西山梨郡學校醫を以て組織す。
- 第四條 本會に幹事二名を置き、會務を整理し兼ねて會議の長となる。
幹事は會員の選舉に係り任期を一ヶ年とす。
- 第五條 本會は毎年春秋二回通常會を開く。
- 第六條 本會の議事は普通議事法に依る。
- 第七條 本會の費用は凡て會員の負擔とす。

南巨摩郡學校醫會々則

- 第一條 本會は南巨摩郡學校醫會と稱し、學校衛生に關する事項を研究審議し、其の普及發達を圖るを以て目的とす。
- 第二條 本會は郡内各學校醫及本會の趣旨を賛する者を以て組織す。

第三條 本會は事務所を南巨摩郡役所内に置く。

第四條 本會の趣旨を賛し特に助力したる者を名譽會員とす、但し總會の決議を要す。

本郡醫師會員、郡學務擔任吏員、町村長及小學校長にして本會の趣旨を賛する者を賛助會員とす。

學校醫を正會員とす。

第五條 本會に會長一名、副會長一名、幹事二名を置き、正會員の互選を以て定む、其の任期は各二ケ年とす。

第六條 會長は會務を總理し、兼ねて會議の議長となる。

副會長は會長を補佐し會長事故あるときは之を代理す。

第七條 本會は毎年三月に於て定期總會を開き、左の事項を執行す。但し緊急を要する事項あるときは臨時開會することあるへし。

第八條 本會は研究審議したる事項を發表し、縣郡當局者並衛生會の諮問に應答し、及必要あるときは其の筋に建議することあるへし。

第九條 本會は正會員半數以上出席するに非れば開會することを得ず。

本會の議事は普通議事法に依るものとす。但し名譽會員及賛助會員は決議の數に加はることを

得ず。

第十條 本會の經費は寄附金を以て之に充て、若し不足を生したる場合は正會員各自の平等負擔とす。

第十一條 本則改正は正會員半數以上の發議に依り總會の決議を要す。

中巨摩郡學校醫會々則

第一條 本會は中巨摩郡學校醫會と稱す。

第二條 本會は左の會員を以て組織す。

名譽會員 本會の趣旨に賛し特に助力せられたる者を總會の決議を以て推薦す。

賛助會員 本會の趣旨に賛助を得るため中巨摩郡醫師會員並小學校長及同管理者を推薦す。

正會員 中巨摩郡内學校醫を以てす。

第三條 本會は學校衛生に關する諸件を審議し、其の進歩發達を圖るを以て目的とす。

第四條 本會の事務所を本郡役所内に置く。

第五條 本會に役員を置くこと左の如し。

一、會長 一名、 二、幹事 四名

役員は正會員の互選となす、任期各一ケ年とす。

會長は會議の議長となり、又會務一般を整理す。
幹事は會長を補佐し、會務を分擔整理す。

第六條 本會は毎年三月及十月に於て總會を開き左の諸件を行ふ。

一、議事 二、報告 三、講演

第七條 本會の總會は正會員半數以上の出席により之を開き議事は普通議事法に依るものとす。

第八條 本會の議事は正會員を以て表決權を行ふものとす。

第九條 本會は必要に應じ、幹事會を開くことを得。

第十條 本會の經費は正會員各自の分擔及寄附金を以て之に充つ。

第十一條 本會則は正會員半數以上の賛成あるにあらざれば變更することを得ず。

一、學校衛生調査に關する施設

(一) 南巨摩郡

本郡に於ては男兒小便所の構造を改良し、其の清潔を保持せんとして小學校長の意見を徹し、之か調査を爲し、郡下一般町村に指示せり。

(二) 北都留郡

本郡に於て大正五年四月、郡醫會に諮問し、目下實行中なる學童「トラホーム」病の豫防治療方法を調査決定せり。

一、學校衛生に關する其の他の施設

西八代郡に於ては校地内に善良なる飲用水を得難きものにありては、簡易水道敷設を奨勵し、既に之か敷設を了りたるもの數校あり、尙又之か計畫中に屬せるもの亦尠からざるなり、其の他の郡にありても、漸次簡易水道に依り、飲用水の改良を企圖せるもの多し。

滋賀縣

(九月十六日現在)

一、指導監督機關

(一) 名稱 縣學校衛生主事
(二) 職務の範圍

滋賀縣

縣内各公立學校衛生上の視察、調査、診斷並講話等に從事す。

七四

(三) 執務の状況

- 一、各郡學校衛生會或は學校醫會に臨席し學校衛生或は教育病理に關し講演す。
 - 二、各郡市教育組合會は小學校長會等に臨席し體育並學校衛生に關し講演す。
 - 三、各縣立學校生徒身體検査學校並寄宿舎衛生狀況視察(毎月四日)
 - 四、各小學校教員身體検査並學校衛生狀況の視察(五月、十二月)
 - 五、各縣立學校教員身體検査(九月、十二月)
 - 六、師範學校入學志願者身體検査施行(二月、三月)
 - 七、師範學校第四學年生徒身體検査(一月、三月)
 - 八、女子師範學校、高等女學校家事科教科書中衛生に關する項目に就き、毎月一、二回宛科外講演施行。
 - 九、教員檢定試験身體検査並恩給顧問醫に關する事務は隨時施行す。
- (四) 俸 給 九百圓、旅費其の他五百七十圓

一、學校醫會に關する施設

(一) 縣學校醫會

本年六月二十七、二十九日の兩日大津市並彦根町に於て第一回學校醫會議を開き、縣下學校醫百五十餘名參集せり。本會は毎年一回以上適當の時機に於て之を召集し、別に會則を設定せず。

(二) 郡學校醫會

縣下一市十二郡中、未開設のもの僅に一部にして其の他は既設のものなり。是等學校醫會は毎年三回宛會合し、學校衛生に關し研究討議をなせるものにして、隨時郡長之を召集し別に會則を設定せず。

(三) 縣立學校の學校醫會

本年四月縣立學校醫を縣廳に召集し、學校衛生に關する協議を爲せり。右に關する問題の主要なるもの(附記の一)の如し。

一、學校衛生調査に關する施設

本縣に於ては大正四年度より學校衛生調査の爲め、特に各郡市に學校衛生會なるものを組織せしめ學校衛生の發達を計畫しつゝあり。

學校衛生會は栗原郡(附記の二)に設置せる規程の如く各學校長、町村長、學校醫の會合にして從來

學校衛生の發達上種々の障礙を除去するを得ると共に、學校衛生に關する研究をなさしむ。現今一市六郡に於て設置せられ、各郡共に數回開催し、學校衛生の調査研究上大に見るべきものあり。

七六

一、學校衛生に關する其の他の施設

蒲生郡小學校に於て兒童並學校教員に對する體育に關する方案及同郡八幡小學校に於て該校衛生實施概況を印刷に附し、各學校醫並各小學校に分與せり。其の概況(附記の三)の如し。

(附記の一)

縣立學校醫會提出議題

- 一、生徒の寢具として毛布を用ふる利害。
 - 二、脊柱彎曲を知るには如何なる方法を採るべきか。
 - 三、體格の強中弱を定むる方法。
- 村上師範學校醫提出
- 一、學校生徒及兒童に對し治療費及び藥價を減額する方法なきか。
- 女子師範學校提出
- 一、寄宿舎生献立に關する件。

二、學校に於て教授する生理學を活用して衛生思想を涵養するの件。(以下略)

本縣提出協議題

- 一、各學校に從來實施中の各種運動中生徒體力増進上最も適當と認められたる運動如何。
- 二、從來各學校身體検査に於ける生徒體格等位の標準如何。
- 三、各學校正科として擊劍柔道を實施の場合如何學年以上並に何學年間施行するを適當とするや
- 四、各學校寄宿舎生徒と通學生徒との身體並罹病に關する傾向如何。

(附記の二)

滋賀縣栗太郡學校衛生會規程

第一條 本會は學校衛生に關する事項を調査研究し兒童生徒及職員の健康を増進するを以て目的とす。

第二條 本會に出席すべきもの左の如し。

- 一、郡立栗太實業學校長
- 一、町村小學校長
- 一、實業補習學校長

七七

一、裁縫専修學校長

一、町村小學校管理者

一、各學校醫

一、特に必要あるときは學務委員

第三條 本會は郡長に於て毎年一回以上之れを召集し會議を開く。

第四條 開會の日時は其都度豫め通知す。

第五條 前條の通知を受けたるときは開會定刻迄に必ず參會すへし但疾病其他故障あるときは前日迄に其事由を具し届出すへし。

(附記の三)

蒲生郡八幡尋常高等小學校に於ける實施概況

第一 保護者に對する兒童身體上の注意方

衛生上に關し學校と家庭の連絡を取り彼我相應して其目的を達せんか爲に左の注意書を片假名附一枚摺として學年の始に新入學兒童の家庭及適宜の時機に於て又之を一般に配布し次の方法によりて其精神を敷演す。
一、摺物の内容は時代の進歩を斟酌し箇條變更の要あるへし。

二、父兄懇話會の際には之か講話をなす。

三、校長は教員に豫め學校醫に就き其要旨を講究せしめ、家庭訪問の際充分に主旨の徹底すへき様説示せしむ。

四、本文省略す。

第二 教員に對する兒童身體上の注意方

兒童をして自衛の精神を涵養し且之か實行の習慣を作らしむる爲に左の注意事項を受持教員より適當の時間に於て兒童に訓諭すへく協議實行せり蓋し保護者の注意と相俟て愈々其効力を多大ならしむるものあり。

一、朝は成へく早く起き夜は早く寝ること。

二、寝る時は體を真直にして仰臥し兩手を體側に添へ兩脚を揃へて正しく伸すこと。

三、朝起きたる時は必ず盥水を使い齒磨粉と楊子とを用て齒の前後面を磨くこと。

四、朝食は成へく多量を可とし辨當は保護者の給する物にして異議を唱へざること。

五、手拭鼻拭便所用紙を必ず携帯し濡りたる手は丁寧に拭ひ鼻汁は能く拭き去ること。

六、晝の時間に歸宅したる時は直に石鹼にて手を洗ひ又含嗽すること。

七、放課後歸宅せば直に石鹼にて頭顔手足を洗ひ含嗽すること。

- 八、食事の前後には必ず手を洗ひ含嗽すること。
- 九、掃除に後には直に顔手を洗ひ含嗽すること。
- 十、旅行前夜には一層早く就寝し精神を落着け十分に安眠すること。
- 十一、旅行時には多量の辨當と水筒とを必ず携帯すること辨當は梅干の小片の中に入れてる握飯とし外を焼くこと。
- 十二、宿泊を要する旅行には枕、着蒲團、敷蒲團の縁を包むべき晒木綿又は手拭安全針を携帯すること。
- 十三、旅行時には手拭鼻拭便所用紙石鹼齒磨粉及楊子其他必需品を前日中に取揃へ置き遺品なきこと。
- 十四、休暇中には日課の復習と身體の運動を勉むること。
- 十五、游泳の時には兩耳へ普通の綿を栓すること(脱脂綿は不可なり)
- 十六、過食と間食は胃腸の他に腦の爲にも害あるを以て慎むこと。
- 十七、午睡と夜間の遅寝及就寝前の食事は絶対に廢すること。
- 十八、屋内にては帽子を脱することシャツ、バツチ、エリマキ、マント、手袋は特別の場合の外に用ひざること又極寒の他は足袋も成るべく廢すること。

第三 児童校内掃除方法

本條は児童か校舎を掃除するに對し大體の標準を定めたるものなるか故に監督教員に於て臨機適當の處置を施すこと論を俟たす然れとも若し著しく其條件を變更したる時は校醫に通知せしむるものとす。

一、監督

- (1) 教員は掃除の始終を指揮監督す。
- (2) 掃除用具の檢閲を行ひ不適當のものは直に之を改む。
- (3) 生徒掃除掛員を若干名とし左の擔任を定む。
 机椅子係り 箒雑巾係り 用水係り
- (4) 掃除は教室内常備器具室とす但其教室に屬する部分の廊下を加ふることを妨げず。
- (5) 風なき時には校庭の掃除を爲さしむることを得。
- (6) 掃除を課すへき児童は尋常第三學年以上とす。
- (7) 「トラホーム」咳嗽頻發其他校醫の指定したる生徒には之を課することを得ず。
- (8) 掃除児童には簡便なる呼吸保護布を用ひしめ各自注意して自他相混せざるを要す。

二、順序

- (1) 教室の窓戸を開放し机椅子を片方に集め硬く絞りたる雑巾にて其全部を拭ふ。
- (2) 教室内塵部の塵芥を静かに取り除け後硬く絞りたる雑巾を以て始め黑板次に側壁終りに床面を拭ふ。
- (3) 兩面使用せる雑巾を洗ひ出し硬く絞りて之を用ふ用水少く濁れは直に交換す但し冬期にありては水に代ふる温湯(熱さに過くへからず)を用ふ。
- (4) 建具の引手其他手の最も多く觸るべき部分は二十倍石炭酸水を撒したる布巾にて拭ふ。
- (5) 机椅子を原位に復し残部を先きの順序により拭除し最後に窓戸を閉つ。
- (6) 校庭を掃除する際は天氣晴朗風なき時を選ひ始め撒水して土砂の飛散を防きたる後掃除す

第四 「トラホーム」白癬等校内根絶方法

- 一、「トラホーム」白癬圓形禿頭の如き慢性病は治療を怠らざるものは登校を許すの他道なし然れども家庭に一任若くは校醫の宅に通はしむるも未だ満足を期し難し。
- 二、爾來あらゆる方法を講じて同病の本校内根絶を計りしも亦同様充分の目的を達し得ず「トラホーム」は常に二乃至五%の間であり白癬は亦常に二九%内外を下らず。
- 三、茲に於て其の大成を期せんと欲し、毎日一回登校自ら之か治療を施すことに決せり、但し之か爲に授業時間を妨ぐることを避けんとし、毎日午前六時より出校朝禮迄に一順の治療を終

ることす。

- 四、全治したるものは再發を防ぐの目的を以て毎月曜日一回處置し且つ新患者の發見に勉め直に之を治療す。
- 五、然るに愛に一の注意あり則ち學校に於て其治療を施す時は家庭は一層冷淡となり家の貧富に論なく放任するの傾向を生し其結果一般衛生思想の進歩を阻害するの虞あることを發見せり。
- 六、故に家庭には校内處置は只た他へ傳染することを防ぐの目的にして所謂根治の目的にあらず宜しく家庭に於て其責任を負はざるへからざることを警告することす。
- 七、以上の實行は夏期休業中にも繼續し其結果八月末の調査によるに「トラホーム」〇、四%、白癬四、〇八%迄減退するに至れり、九月中旬迄には我當初の目的を達し本校内には以上の患兒一名もなきに至ることを確信す。

八、「トラホーム」兒童の狀況(省略)

第五 校内負傷及發病兒童調査

- 一、本校に於ては幸にも負傷又は發病兒童は極めて稀にして統計に徴すべき程の數なし然れども絶無にあらざる以上は素より等閑に附することを許さず。
- 二、此際教員は應急處置を施すと同時に校醫に通知し其程度によりて出校し又は我許に運搬せし

め之か治療を加ふ。

三、其處置せる事項を當該簿冊に記入し且つ其原因を調査し校舍校具其他に就き一切の注意と對
應策とを講ず。

第六 兒童身體上に關し保護者へ告知方法

- 一、兒童各自の身體に對し特に必要の件は次記の如き所定の告知票を發す。
- 二、本票は半紙四切より成り記載方は成るべく平易にして誰にても讀み且つ判し得べきことを勉
む。
- 三、本票には校長之に連署す其理由は學校衛生事務を同心協力ならしめ仍て受告者の感念をして
一層深大ならしめんとするにあり。

告知票	
尋常高等	學年
病名 左の事柄に注意し且之を實行せられたし	
大正 年	八幡尋常高等小學校長 氏名
月 日	同 校醫 氏名
保護者	殿

岐 阜 縣

(九月九日現在)

一、學校衛生調査に關する施設

學校衛生調査に關する施設に關しては、毎年四月施行の學校生徒身體検査の狀況を調査し、毎年學
期末に於て、生徒兒童の「トラホーム」検査並治療の結果を調査し、縣は之を郡市別、又は學校別
等に表を調製して公表し、生徒兒童身體發育參考資料とするの外、本縣警察技手(醫師)をして地方
病、學校生徒寄生虫卵保有者の狀況を調査せしむる等、専ら學校衛生の改善に努め居れり。

一、學校衛生に關する其の他の施設

本縣に於ては「トラホーム」豫防、學校生徒身體検査規程、學校清潔法、學校傳染病豫防及消毒方
法の勵行に努むるの外、本縣警察技手をして學校職員、小便等の身體検査を爲さしめ、且つ數年來
衛生展覽會を各地に開催せり、又郡にありては學校醫打合會を開きて、學校衛生に關する事務の打
合をなすものあり。又町村にありては、學校に於ける衛生上の設備改良に努め居れり。其の他市、
町、村教育會、青年會等に於て或は體操講習會を開催し、或は衛生講話會等を催して一般家庭に於
ける衛生思想の向上を圖ると共に、學校衛生の改善に努むるもの亦尠からず。

一、將來の計畫

- 一、學校醫の待遇を改善すること。
- 二、學校醫會及講習會を開設すること。

八六

長野縣

(十月十二日現在)

一、學校醫會に關する施設

本年度に於て、北安曇郡、上高井郡の二郡に於て其の部内小學校醫會を開催せり。

一、學校衛生に關する其の他の施設

縣下學校に於ける主なる施設左記の如し。

- 一、「トラホーム」治療に關する設備。

- 二、水道(學校專用)の敷設。
- 三、衛生思想普及通俗講演會。
- 四、辨當、暖房並濡足袋等の乾燥設備。
- 五、體力増進を試むる設備。
- 六、毎月一回體力競技會開催。
- 七、毎月身體検査各自比較反省。
- 八、學校用衛生藥品の調査並材料配布、救急療法に關する講習。
- 九、兒童掃除問題に關する研究。
- 一〇、身體検査成績の利用法研究。
- 一一、兒童教員身體検査の結果の比較查察。
- 一二、「トラホーム」及皮膚病等の調査研究。
- 一三、各部落の「トラホーム」患者の調査。
- 一四、職員衛生會の組織。

宮 城 縣

八八

(十月十三日現在)

一、學校醫會に關する施設

(一) 仙臺市

市に在りては、隨時之を召集するの外、私の施設として學校醫は隔月一回春秋二回會合をなし、及毎年數名市外學校の衛生視察をなせり。

(二) 宮城郡

本郡に在りては郡長に於て學校醫を召集し、校醫會を開催し附記一の如く諮問、指示及協議をなし、種々の事項に就き協定をなせり。

(三) 遠田郡

本郡に在りては郡長に於て校長並校醫を召集し、諮問、指示及協議をなし、其の結果を協定し、學校並町村に配布し、以て學校衛生及體育に資せり。此の施設は年中行事となすの計畫なり。

一、學校衛生調査に關する施設

(一) 縣

縣に在りては附記二の如く學校教職員身體檢查規程を設け、其の健康疾病等の狀況を調査し、以て學校衛生の改善を圖らんことを期せり。

(二) 亘理郡

本郡に在りては校長研究會を各校輪養に之を開き、其の際特に學校衛生に關する調査委員を設け、其の學校に對し注意を與ふると共に、郡内各學校の參考に資せり。

(三) 玉造郡

本郡に在りては學校長研究會及各部研究會に於て學校衛生の改善に關する調査を爲せり。

(四) 遠田郡

本郡に在りては各學校井水質検査、兒童體格の強中弱の標準及「トラホーム」病の重輕疑似の標準を調査し郡内各學校の統一を圖れり。

一、學校衛生に關する其の他の施設

(一) 仙臺市

宮 城 縣

八九

本市に在りては校醫は一人一校勤務を實施し、兒童に對しては春秋二回體格検査「トラホーム」検査をなし、教員に對しては救急治療の講習を行ひ、水泳、遠足擊劍其他各種の場合に於て兒童の健康診斷を爲し、兒童保護者に對しては時々衛生の講話を爲し、其他清潔法を勵行し、飲料水の検査及給與方法等に就き研究をなせり。

(二) 伊具郡

本郡に在りては常時及臨時に於て校舎内外の掃除並消毒法を施行し、兒童用腰掛の改造を年々行ひ理髮の施設、爪掃除の獎勵をなし、且つ手拭携帯の勵行に努む。

(三) 亘理郡

本郡に在りては學校衛生事項に付き協議をなし、其の實行に努む。

(志田郡、栗原郡、登米郡、牡鹿郡等は何れも大同小異に付き之を省略す)

福島縣

(十月六日現在)

將來學校衛生主事を設置する計畫を爲せり。

巖手縣

(九月十八日現在)

一、學校衛生に關する施設

(一) 膽澤郡

學校衛生に關し全般に亘り具體的調査を遂けたることなく、從て之に對する特設のものなきも、郡に於て直接調査を爲し、及教育會に囑託して調査したるもの左の如し。

一、本郡壯丁體格劣悪者の結果に鑑み大正三年度より調査に着手し繼續中なり、第一、二回の統計に依れば母の體格の劣悪より受くる影響の大なるを認むるのみにて他は未だ發見するに至らず。

二、體格と學力との比較は郡直接に調査するものにして學校視察の際、其の校に於て之か調査をなせり。

三、運動の種目調査は本郡全般に亘りて之を爲し、其の種類は實施し易く且つ體育に資すへきものを定め、極力獎勵の目的を以て大正三年度教育部會調査會に調査囑託せり。

(二) 西磐井郡

各町村に於て年一回乃至二回相當の時機を計り、衛生講話幻燈會を開催し、兒童をして之に參會見聞せしめ、益々衛生思想の發達を圖れり。

(三) 下閉伊郡

本郡に於ては小學校兒童「トラホーム」豫防實施及肺結核豫防に關する施設に努め居れり。

(四) 東磐井郡

本郡にありては不時の災厄を慮り、學校に各種の消毒藥、衛生材料を備付け、高級兒童をして看護當番に當らしむ。

(五) 江刺郡

本郡に於ては法規の示す所に依り清潔法、消毒法の施行を爲すの外、特に「トラホーム」檢診醫を

置き學校衛生及「トラホーム」檢診事務に従事せしむ。その他救急藥、消毒藥を備付けて臨時の用に供す。

一、將來の計畫

明年度より縣費を以て學校衛生醫を設置するの見込を以て豫算編成中なり。

青 森 縣

(九月十九日現在)

一、指導監督機關

本縣に於ては學校衛生主事の如きもの特設なしと雖、警察醫二名を内務部教育係に兼務せしめ、縣郡、市出張の序を以て學校醫の活動狀況並其等學校衛生狀態を監査せしめ居れり。

一、其他の施設

施設として特記するに足るべきものなをも、「トラホーム」に關しては縣令、訓令等を以て公私立學校、幼稚園に定期檢診成績を提出せしめて之か狀況を調査し、其の豫防撲滅に努め居れり。尙青森市に於ては各小學校に一名つゝの專屬看護婦を備入れ、「トラホーム」の豫防、撲滅及一般衛生に當らしめ、漸次良成績を示し居れり。其他縣に於ては現時の衛生狀態に稽へ、講堂訓話、黑板指示を爲し、通俗談話會開催に際しては活動寫真幻燈等に衛生に關する繪畫を混用する等専ら生徒兒童衛生思想の啓發に努め居れり。

山形縣

(八月二十二日現在)

一、指導監督機關

- (一) 名 稱 山形縣學校醫
- (二) 職務の範圍 縣學校醫として、衛生に關する各種の調査研究をなし、且つ地方に於ける諸學校を視察して學校

衛生上の指導を與へ學校醫間の聯絡を保つに努むるの外、小學校教員檢定醫及小學校教員恩給顧問醫として當該事務を擔任す。

其他、縣廳所在地に於ける縣立學校及縣立養徳園醫として勤務す。

(三) 執務の狀況

毎週所定の日時に於て前記縣立學校及養徳園を巡視し、健康診斷、病者手當、又は校舎、寄宿舎の改善に關する調査を爲し、學校衛生に關する協議會又は講習會等に出席講話を爲す外、地方に於ける諸學校を視察して指導を與へ、其他各種の調査研究に従事す。

(四) 俸 給 千貳百圓

一、其他の施設

明治四十一年五月縣令を以て小學校「トラホーム」豫防準則を定め、爾來市、町、村並學校をして極力之か豫防に努めしめたる結果成績佳良なり。又小學校衛生改善の一方法として當該教員身體檢査の必要を認め目下之か實施に關して調査中なり。尙、今秋本縣に於ける奥羽聯合共進會の開催を機とし、本縣學校醫大會開催計畫中なり。

秋 田 縣

(九月五日現在)

九六

學校衛生の施設に關しては、郡市長に於て訓示し、學校教員の身體を檢査せしめ、兒童衛生上考慮を要すべき疾患に罹りたる者を認めたる場合は早速適當の措置を執らしむ。又「トラホーム」の豫防に就ては從來深甚の注意を拂ひ、去る明治四十二年訓令を以て小學校に於ける左記「トラホーム」豫防規程を定め其の撲滅を圖り、輕症「トラホーム」は學校に於て點眼治療を爲さしむ。其の他郡にありては夏冬季に於ける教員講習會の一科目として救急療法を講習するもの尠からず。尙將來師範學校第四學年生に對しては縣醫をして「トラホーム」患者取扱に關する講習をなさしめんとせり。

學校に於ける「トラホーム」豫防規定

秋田縣訓令甲第三十七號(明治四十二年十一月二十六日)

郡役所、縣立學校、市役所、町村役場、
市町村立學校、幼稚園

學校に於ける「トラホーム」豫防規定左の通定む。

學校に於ける「トラホーム」豫防規程

第一條 學校(幼稚園を含む以下同し)に於ては毎年四月十月の二期に學校醫(學校醫なき學校

は他の醫)をして生徒又は兒童の檢眼を行はしめ「トラホーム」患者又は其の疑似患者ありたるときは第一號様式の帳簿に記入し第二號治療票を交付し治療を受けしむへし、學校長(幼稚園長を含む以下同)に於て必要ありと認め臨時檢眼を行はしめたる時亦同し。

第二條 學校長は登録患者の保證人又は保護者に對し左の事項を記したる通知書を發すへし。

一、「トラホーム」又は其疑似症に罹りたること。

二、患者の手拭「ハンカチーフ」洗面器其他手道具手遊物等は他の家人のものと同區別し混同せしむること。

三、患者を健康者に接觸せしめざる様注意すること。

四、患者の衣類寢具等は健康者と共用を禁し時々日光に曝すこと。

五、治療方法の指示(第三に依り相當方法を示すへし)

第三條 學校長は學校又は指定の場所に於て患者をして左の區別に従ひ醫師の治療を受けしむへし但し第二號の患者に對しては醫師指導の下に教員をして點眼せしむるも妨げなし。

一、重症患者は毎日一回以上。

一、輕症及疑似患者は五日毎に一回以上。

第四條 市町村に於ては「トラホーム」治療費を置き小學校兒童にも無料にて治療せしむへし。

市町村に於て前項費用を支辨すること能ざる事情あるときは他に相當の方法を設くへし。
前二項に依り難きときは第一次監督官廳の認可を受け貧困者を除くの外各自の支辨と爲すことを得

第五條 學校には藥品器具を設備し可成團體的治療を受けしむへし。

第六條 學校に於ては時々左の各號を施行すへし。

- 一、生徒又は兒童に對しては時々衛生上に關する講話を爲し「トラホーム」の怖るべきことを周知せしむること。
- 二、換氣採光に注意し校舎内外の清潔方法を勵行し且つ便所其他戸窓の引手等は時々石炭酸水又は「クレゾール」石鹼を以て消毒を行ふこと。
- 三、患者には目標を附し可成健康者と席を區別し共同的遊戯を避けしめ器具器械の共同使用を避をくの設備を爲すこと。
- 四、校舎の床及運動場は隨時撤水して塵埃の飛散を防ぐこと。
- 五、手洗水の容器は可成龍口を附したるものを用ひ共同手拭を置かざること。
- 六、患者の携帶品は置場を區別すること。
- 七、衣服「ハンカチーフ」及身體は常に清潔ならしめ特に手指を洗滌し爪は短く剪除せしむること。

こと。

第七條 郡市長は毎年二月八月末日現在に依り第三號様式の治療成績表を調製し翌月末日限り知事に報告すへし。

附 則

本規程は明治四十三年一月一日より施行す。

(第一號様式) 「トラホーム」患者名簿

病 名	診定年月日	轉歸年月日	氏 名	年 齡	備 考

(備考)

- 一、本簿は各科各學年毎に座別又は別冊と爲すへし。
- 二、病名欄には輕重疑似の區別を記入すへし。
- 三、自宅治療をなす者又は失明若は死亡したる者は備考に朱記すへし。(第二及三號様式省略)

福井縣

(九月十五日現在)

100

一、指導監督機關

本縣に於ては大正五年度縣費追加豫算を以て千八百圓の學校衛生費を設け、目下衛生機關當事者人選中に屬すとも、其の名稱職務の範圍並俸給等は左の如し。

(一) 名稱 學校衛生主事
(二) 職務の範圍 左の如し。

福井縣學校衛生主事職務規程

第一條 學校衛生主事は知事の命を受け學校衛生に關する職務に従事す。

第二條 學校衛生主事は毎年五月及六月縣内公私立學校職員の身體を檢査し、身體檢査票を調製すへし。

第三條 學校衛生主事は毎年一月、二月、三月、七月、九月、十月、十一月、十二月に於て各月十校以上教授時間内に縣内公私立學校衛生上の事項を視察すへし、但し必要と認むるときは、職員及學校生徒の身體を檢査することを得。

第四條 學校衛生主事は學校視察の際左の事項を調査し、管理者及學校長に意見を陳ふへく又職

員及學校生徒に對し衛生に關する講話をなすへし。

- 一、飲料水の良否。
- 二、換氣及採光の適否。
- 三、机及腰掛の適否。
- 四、學校生徒座席の前列及後列の机と黑板との距離。
- 五、室内の溫度。
- 六、煖爐の有無及煖爐と最近學校生徒との距離。
- 七、圖書、掛圖、黑板、黑板拭、學校筆記帳、板書文字の衛生上の適否。
- 八、職員及兒童生徒の健否。
- 九、學校清潔法實施の狀況。
- 一〇、傳染性疾病に對する豫防及治療の狀況。
- 一一、各學校醫執務の狀況。
- 一二、其他衛生上必要なる事項。

第五條 學校衛生主事は學校視察の際疾病に罹れる兒童生徒を發見したるときは病症に依り缺課休學又は療治をなさしむべきことを學校長に陳ふへし。

第六條 學校衛生主事は本縣小學校教員檢定試驗の際受験者の身體を檢査し身體檢査票を調製すへし。

第七條 學校衛生主事は縣内公立學校教員新任の際其の身體檢査票を調製すへし。

但し小學校教員又は代用教員、中等學校囑託教員等は郡市指定醫の身體檢査證を以て之に代ふるものとす。

第八條 學校衛生主事は衛生上必要と認めたる事項に就ては知事に申告すへし。

(三) 俸 給 千二百圓

旅費其他 約六百圓

一、學校醫會に關する施設

學校醫會に關しては、郡市長に於て臨時部内の學校醫を召集し、學校衛生に關する諮問招議を爲したることあるも、未だ學校醫會を組織したるものなし。

一、學校衛生に關する其の他の施設

毎年一回郡市長をして小學校教員の身體を檢査せしめ、又は傳染病の豫防及消毒法施行方法等に關

し、調査せしむる等の外、特殊の施設なし。

石 川 縣

(十月二日現在)

一、學校醫會に關する施設

(一) 河 北 郡

學校醫會に關しては町村に於て學校醫は隨時小學校教員に對し、衛生に關する講習をなさしめ、救急手當法等を教へ、或は衛生上に關する打合を開催し、研究調査をなせるものあり。尙學校醫小學校長、町村長を召集し、學校衛生上に關する意見を徴し、斯道の施設を講究せり。

(二) 鳳 至 郡

本部に於ては毎年一回學校醫全部を召集し、學校設備、學校兒童に關する衛生、教師の衛生等につき諮問、又は協議會を開き兒童及教師か學校生徒の爲めに被る身體上の危險を豫防し、其の發

育健康を保護する方法を講究せり。

一〇四

一、學校衛生調査に關する施設

私立石川縣教育會河北郡友會に衛生調査部を設け、學校衛生に關する調査をなさしめ、之を印刷に附して頒布せり。

一、學校衛生に關する其の他の施設

石川郡に於ては輕病「トラホーム」患者の治療を施すへき設備をなさしめ、適當の時期に於て毎年四月入學すへき兒童の家庭につき「トラホーム」檢診を行ひ、患者に對しては入學前に治療を施し又河北部にありては應急手當として藥品繙帶其の他の材料を備付する等衛生上の完成を期せり。

(珠州郡の施設は河北郡と大同小異に付き省略す)

富 山 縣

(十月二十一日現在)

一、學校醫會に關する施設

(一) 高岡市

市に於ては毎年四月初旬、學校醫會を市役所にて開催し、學校長列席の上兒童生徒身體検査に關する分擔(眼、鼻、耳、口腔、咽喉、脊柱、體格、内臟、特殊病患の四部に分ちて市内全校を通して検査す)日程、準備等に關する協議を爲す。尙臨時必要に應じ、其の都度學校醫會を開き、本年四月以來二回開會せり。第一回は之を高岡高等小學校に於て開き、青年夏期衛生講話に就て第二回は市立商業學校に於て開設し、學校生徒傳染病に罹りし際、檢診に關する協議を爲せり。

(二) 東礪波郡

本郡に於ては、一郡としての施設なしと雖、小學校長會區域(一郡五箇所)を限りて、學校醫の會合を實行し、其の會合に於て協議、研究等を爲せり。

一、其の他の施設

(一) 射水郡

本郡に於ては小學校兒童「トラホーム」に關し、各學校に於て其の狀況を調査せしめ、毎月之を郡長に報告せしむ。

(二) 東礪波郡

本郡に於ては一般小學校の水質検査を行はしめ、若し不良と認めたるものに關しては適當なる方法を講せしめ、飲料として不都合なきを期せり。

(縣立中學校以下數校は之を省畧す)

鳥取縣

(九月十六日現在)

一、學校醫會に關する施設

本會の施設に關しては鳥取市及日野郡に於て學校醫會を設け、毎年一回以上會合して學校衛生に關

する諸般の協議及研究等をなすの外、時々學校衛生に關する通俗講談會を開催す。

鳥根縣

(九月十八日現在)

一、學校醫會に關する施設

(一) 松江市

松江市學校衛生協議會規程

第一條 本會は本市に於ける學校衛生に關する事項を調査研究し、其の實行を圖るを以て目的とす。

第二條 本會は左の諸員を以て組織す。

一、市長、助役、市視學

二、學校醫

三、學校長

鳥取縣 鳥根縣

四、學務委員

一〇八

第三條 本會は毎年二回定期會を開く、但し必要の場合には臨時に會を開くことを得。

第四條 本會は市長之を召集す。

第五條 本會は市長を以て會長とす。

第六條 本會に附すべき問題は市長之を提出す。

但し會員に於て問題に供せんとする事項は豫め市長に申出づるを要す。

第七條 調査研究すべき事項に關し常時會員中に就き委員を設くることを得。

(二) 能義郡

明治四十五年三月學校醫を召集し其の執務上に就き指示及協議をなし、且つ縣より派遣の岩田技師より「トラホーム」に關する講話を聴取せしめたり。

(三) 簸川郡

學校醫會は私立會にして郡内學校醫の組織に係るものなり。客年三月學校醫を召集して講習會を開き大正三年文部省にて開催せる學校醫講習會に出席せる飯石郡學校醫藤原薫を講師と爲せり。

簸川郡學校醫會々則

第一條 本會は學校衛生の進歩發達を圖るを以て目的とす。

第二條 本會は簸川郡學校醫會と稱す。

第三條 本會は毎年一回之を開催す。

第四條 本會に會長一名、副會長一名及三名の委員を置くものとす。郡長を會長とし、郡視學を副會長とし、郡書記一名と會場附近の校醫を委員とす。

第五條 本會は前記役員の外、凡て本郡内在職の學校醫を以て組織す。但し必要ある場合には學校長の列席を要求することあるへし。

第六條 本會々費は適當の方法を以て各町村に費用負擔の承認を得るものとす。

(四) 仁多郡

公私共に常設の會なきも學校醫の執務を獎勵し、其の統一を圖るを以て目的とす、昨年度より毎年一回學校醫を郡衙に召集し、學校衛生に關する意見を聞き、協議會を開くこととせり。

(五) 大原郡

本郡に於ては郡長の召集せる學校醫會に於て協議決定し現今實施せる事項左の如し。

一、兒童の身長體重を増進せしむる爲めに設備すべき適當なる運動器械を選定し各學校に設備

せり。

- 二、器具の種類、雲梯、回旋塔、遊動圓木、學校救急藥品の種類選定。
- 三、學校醫視察簿様式の一定(様式省略)

(六) 安濃郡

本郡に於ては學校醫會なる特殊の會合なきも、郡醫師會を毎年春秋の兩度開催することあるを以て席上學校衛生に關する打合をなすことあり。

(七) 邑智郡

本郡に於て毎年一回學校醫を召集し、訓示、指示、協議、諮問等をなせり。

(八) 飯石郡

本郡に於ては郡長召集に基く、學校醫會は毎年一回必ず開催す、その他私設として學校醫の會合を催すものありて昨年十月會則に依り創立を見るに至れり。

(九) 邇摩郡

本郡に於ては郡醫師會開會の際、學校醫を召集し、學校衛生に關し、諮問協議をなせり。

(一〇) 隱岐國

明治三十四年各學校醫を召集し、學校兒童の衛生上に關する諮問をなせるもの、外特殊の施設なし。

一、學校衛生に關する其の他の施設

(一) 縣

小學校兒童「トラホーム」檢診

明治四十三年九月縣訓令を以て小學校兒童「トラホーム」豫防に關する規程を發布し、學校をして平素豫防消毒に注意せしむると共に毎年四回全校兒童の檢診を行ひ、新入學兒童に對しては特別に調査し、其の結果は何れも報告せしむることとせり。

學校職員の健康

學校職員の身體狀況に就きては特に注意を拂ひ、新任の場合には必ず身體検査書を徴して其の採否を決定し、又肺結核豫防に關し特に訓令を發して小學校教員の健康狀態に注意し、尙師範學校生徒及入學者に對しても同様の注意を拂ひ學校衛生の完成を期せり。

疾病療治料の給與

大正三年十二月教育基金令の改正あり、又大正四年四月公立小學校教員疾病療治料給與に關する

準則の發布あり、本縣に於ても同年八月教育資金使用規則を改正し、休退職を命したる正教員九名に對し千八百四拾圓を支給せり、而して其の最も多きは四百圓にして少きは百拾八圓を給與せり。

(二) 松江 市

- 一、春秋二回兒童の身長に適合したる机、腰掛を配當す。
- 二、教員は學校にて起り易き疾病を豫想し、學校醫に就き應急手當を講習す。
- 三、教員中衛生係は「トラホーム」疑似患者點眼法を學校醫に就き講習す。
- 四、冷水摩擦は數年前より之を奨勵するも其の進歩甚だ遅々たり、依つて年中間斷なく之か實行をなせしものには表彰するの制を定めたり。
- 五、耳、鼻、咽喉の疾病か直接頭腦に關係あるを以て特に留意を爲し、學校醫をして之を檢診せしめ、適宜治療をなさしむ。

(三) 仁多 郡

昨年度より郡内各校飲料水の良否を調査し、其の設備を改善せんと欲し、本縣衛生課に請ひ、第一回の分析試験を求めたるか、本年は更に實地に就き再調査を爲す見込なり。

(四) 安濃 郡

本郡に於ては「トラホーム」其他疾病兒童の救治を實施する爲め明治四十四年三月安濃郡訓示を以て兒童衛生に關する取扱法を示し、之に準據して實行せしむることとせり。

岡 山 縣

(九月二十六日現在)

一、指導監督機關

- (一) 名 稱 縣學校醫
- (二) 職務の範圍及執務の狀況

各郡市の希望に應じ、市町村立學校醫等の檢診に係る小學校教員身體検査の再調査を行ひ、又學校衛生上全般に關し、長官に意見を具し、郡、市、町、村に注意指導を與ふることを爲し、尙岡山市内縣立學校(六校)の校醫を兼務せしめ居るにつき、日割を定めて、當該學校に出張し、學校醫職務規定に依り、職務を執行せり。其の他小學校教員檢定醫及恩給顧問醫を兼務す。

(三) 俸 給 八百四拾圓

尙岡山市に専任學校醫を置き、市立學校の學校衛生事務を掌り、日割を定めて毎日各學校を巡視し規定に依る職務を執行せり。俸給七百圓を支給す。

一、學校醫會に關する施設

縣下各郡に於て毎年一回乃至數回學設醫會を郡衙に開催し、郡長より訓示、指示及協議をなし、又は郡醫師會に於て毎年總會並研究會を開催するを以て之を利用し、協議打合をなせり。指示及協議事項左記の如し。

指 示

- 一、學校醫職務規程勵行方の件。
- 二、學校定期清潔方法に關する件。
- 三、「トラホーム」治療に關する件。
- 四、生徒兒童身體検査の結果に關する件。

協 議

- 一、小學校教員身體検査に關する件。

二、身體検査標準に關する件。

一、學校醫會に關する其の他の施設

- 一、各郡市に於て毎年一回乃至數回、學校醫或は雇醫師をして教員の身體検査を爲し、又郡市の申請に依りては本縣學校醫を派遣して之れか檢診に當らしめ、其の結果を該醫師より直接郡長に報告し、衛生上考慮を要すべきものに就ては慎重調査の上相當の處置を執れり。
- 二、學生生徒身體検査規程に依り調査の身體検査統計表を中等學校及小學校の二表に調製し、指導上の參考とせり。
- 三、毎年四月身體検査の際、疾病又は健康上故障あるものに對しては其れに適應する衛生上の注意を父兄に與へ、大に自覺せしむること。
- 四、身長體重を毎月五日以内に計測し、身長を以て體重を除し得たる數を營養度とし、各兒童の發育狀態を調査すること。
- 五、兒童の個人調査表を製し、其の形式に依り各項目に就き精査し、各兒童の個性を検出すること。
- 六、高低測定器を備へ兒童の肘下尺及上腿下腿の長さを測定し各兒童に適應する机腰掛を配置す

ること。

一一六

七、毎年四月定期身體検査の際各兒童の保護者に對し、兒童容態問答票を配付して其の回答を得ることを得る。

兒童の疾病検出の参考とす。

學校兒童容態問答票

- 1 嘔氣或は嘔吐ことはありませんか。
- 2 食欲は如何。
- 3 頻りに湯茶をほしがりはせぬか。
- 4 大便の通じは如何。
- 5 腹痛を起す癖はないか。
- 6 夜俯して臥ることはせぬか。
- 7 何か變なものを喰ふ癖はないか。
- 8 衄血がよく出はせぬか。
- 9 咳嗽がよく出はしないか。
- 10 睡眠中高い鼾聲をせはしないか。
- 11 能く頭痛がすることはないか。

- 12 失神癡癡を起す癖はないか。
 - 13 睡眠時齒咬をすることはないか。
 - 14 能く夢に恐れはせぬか。
 - 15 夜尿はないか。
 - 16 夜盲はないか。
 - 17 皮膚の癢痒を訴へはせぬか。
 - 18 聴力の障害はないか。
 - 19 耳が鳴ると云ひはせぬか。
 - 20 嗅覺が變て居りはせぬか。
- 八、共同の救急函を設け救急治療器具及治療藥品等を設備し、兒童不時發病の急に備ふること。
- 九、各學校に「トラホーム」治療表を掲示し、治療の成績を明にすること。
- 一〇、生徒兒童入學の際、身體検査を行ふこと。
- 一一、教室内空氣中の塵埃病菌等の計量調査をなすものあり。
- 一二、衛生講話會を開催し、職員生徒兒童の衛生思想を普及すること。
- 一三、夏期炎天の場合は森林の一部を以て運動場に充つること。

- 一四、學校に衛生掛を設置し消極的注意を拂ふと共に、積極的施設として教員及兒童の運動遊戯を奨励し、或は體操の講習を行ひ、之か根本的解決を試み、或は水泳の講習を行ひ、兒童に水泳術を授くる等のことを行ふこと。
- 一五、學校に理髮部を設け兒童の希望に依り無料にて高級兒童をして散髪せしむること。
- 一六、醫師會の協議に依り高等生全部に對し、「ジストマ」、十二肢腸虫、蛔虫、鞭虫、蟯虫、片山病虫等を調査せる郡あり。
- 一七、兒童「トラホーム」患者數及治療成績を調査して各村に郡費より獎勵金を交附するものあり。
- 一八、教員の體力を増進する一法として校内教員中申合せ體重増進競争をなし、毎日測定して増加の大なる者に賞を與ふる等のことを行へるものあり。

一、將來の計畫

- 一、明年度に於て學校衛生の完成を期せんか爲め、專任醫を増加するの計畫中なり。
- 二、學校醫の報酬頗る寡少にして指導監督上遺憾の點あるを以て町村經濟の許す限り待遇の方法を講じ校醫をして充分其の職責を盡さしむること。

三、郡教育會に於て學校衛生に關する講習會開催を豫定せるものあり。

廣 島 縣

(九月二十六日現在)

一、學校醫會に關する施設

本縣に於て學校醫會を設置せるもの市三、郡五にして本年秋季より施設せんとするもの五あり。現に施設せる郡市に於ては毎年一回乃至十二回學校醫會を開催し、學校衛生に關する諸般の事項に就き、諮問指示協議研究等を爲せり。

一、學校衛生に關する其の他の施設

- 一、毎日兒童の疾病異狀等を檢し、月末之か調製を爲し、之によりて氣候の變遷と疾病との關係を研究調査し、家庭及學校醫と連絡して互に疾病の豫防健康の増進を圖れり。
- 二、毎年四月定期に兒童身體検査を行ふの外、毎年數回之を行ひ、結核、「トラホーム」等の傳染

性疾病の豫防に努め、患者治療方法を講し、尙兒童身體發育表を作り、其の低下せるものにあ
りては、必ず之か原因等を審究調査する等、兒童健康の保護増進に努め居れり。

三、各小學校兒童身體検査表により之を地方別に彙類統計し、印刷に附して配布し兒童體育上の
資となす。

四、廣島市の如きは小學校十七校に對し、五名の學校醫を置き、各専門的に検査せしめ、積極消
極の二方面に於て學校衛生の完全を期し居れり。

五、學校衛生講話會及展覽會を開設して衛生的智識の普及を圖れるものあり。

其他「トラホーム」の治療に關しては縣下一般努力せる所にして其の成績顯著なるものあり。

山 口 縣

(八月十八日現在)

一、學校醫會に關する施設

學校醫會に關しては郡により學校醫を召集して身體検査方及「トラホーム」豫防に關し協議をなせ

るものあるの外、特殊の施設なし。

一、學校衛生に關する其の他の施設

右施設に關しては明治二十八年公私立學校、郡役所、町村役場等に學校衛生に關する注意要項を配
布し、又明治四十一年公私立學校幼稚園に「トラホーム」豫防に關し訓令せり、又郡市長の集會に
於て學校衛生に關し、屢々訓令又は指示する所あり。注意要項及訓令等左記の如し。

學校衛生に關する注意要項(明治二十八年六月十一日
番外第二十號)

縣立學校、郡市役所、町村役場、市町村立學校、私立學校

左の要項相心得平素衛生上に關する注意を怠らざるへし。

學校衛生に關する注意要項

一、學校は多數生徒の集合する所なれば校地校舎、便所等常に清潔なるを要す。

一、校舎内に於ては靴草履靴拭等の不潔ならざること注意すへし。

一、校舎内に於ては唾痰を略出すへからず便宜の場所に唾壺を備へ之に三十倍の石灰乳を湛へ置
き日々之を交換すへし。

一、校舎内に塵埃を起さしむることは甚だ有害なるを以て洒掃に際し室内に於て窓戸を開放した

る後又床板に於ては之を潤したる後にあらされは掃き出すへからす。

一、塵棄場は校舎より隔離したる所に之を設け下水溝は時々浚渫すへし。

一、生徒の衣服身體等は之を清潔ならしむへく特に襦袢手拭等は屢々之を洗濯せしめ又顔面手足部等の清潔に注意すへし。

一、生徒は朝寝を爲し又夜を更すへからす朝起き出でたるときは先づ顔耳頸手等を充分に洗ひ毛髪は之を梳らしむへし其他四季を通し冷水を以て身體の全部を摩擦するを可とす。

一、時々温湯に浴し且夏時に於ては清潔にして危険なき河海に沐浴するを可とす然れとも一日二回を過すへからす又一回十五分を過すへからす沐浴終らは乾きたる手拭を以て強く皮膚を摩擦すへし。

一、朝夕及食後には微温湯又は冷水を以て含嗽し且つ常に齒を清潔にすへし。

爪は各種の病毒を傳ふることあるを以て常に之を清潔にし且つ時々剪除すへし。

一、運動は健康上最必のものなれば常に之を怠るへからす。

遊戯、體操、游泳、操槍、擊劍、柔術、乘馬、相撲、農業、花草の栽培等は年齢に應じ適當のものを撰ひて之を行ふへし。

一、衣服の厚さに過ぐるは人をして柔弱ならしむるか故に薄からしむへく其長きは運動に不便な

るか故に短からしむへし襟巻は感冒を發する誘因となるものなれば力めて之を避け帽子は軽く柔かなるを用ふへし、帶又は紐の緊きと靴の窮屈なると履物の重く高きとは共に身體を害する故宜しく注意すへし。

一、飲食は之を節し除々に咀嚼し靜に嚥下し且成るべく間食を禁し食事の時間と其の分量とは幼時より規則正しくせしむへし又決して冷熱の強きものを飲食せしむへからす。

一、飲用水は最衛生に關係あるものなれば常に濾過若くは煮沸したる清水を貯藏し生徒の使用に供すへし、水を煮沸するには陶器又は鐵器を用ひ銅眞鍮の類を避くへし。

一、黄昏に際しては讀書、習字等をなさしむへからす。

一、兩脚を交叉し下脚を腰掛の下に屈め若は之を擲出す等の事は共に之を爲さしむへからす。

一、机に對して坐するときは窓若くは燈火は其の左方に在るを要す。

一、机の高さは腰掛の高さに加ふるに生徒をして正しく腰掛に坐せしめ上膊を鉛直に垂れ其肘關節より腰掛坐面の水平線に至る距離に三乃至四「センチメートル」を加へたるものを以てするを適當とす。

一、腰掛の高さは生徒の下脚の長さと同しく其幅は生徒上脚の長さと同しからしむるを適當とし腰掛には椅脊を設くるを要す而して其椅脊は高さに過さず低きに失せず其の腰椎の屈曲部に於

て程能く支持せらるゝを要す。

一、習字、書取、圖畫又は讀書等を學習するに際し各適當なる姿勢を保ち且眼と紙面との間に一定の距離を失はざらしむるを要す、其の注意すべき事項左の如し。

腰掛に坐するときの姿勢は其上脚は水平に腰掛上に安置し、其の下脚は鉛直に垂れ其踵は床面に接し而して脊椎は自然の屈曲を保つを要す。

眼と紙面との間に要する一定の距離は正視眼に於て三十乃至三十五「センチメートル」(凡我一尺乃至一尺二寸)を適度とす、右一定の距離を保たんには習字、圖畫、算術の時は机の前端と腰掛の前端とをして相重らしめ、讀書の時は机の前端と腰掛の前端と鉛直ならしめ又は之れより少しく遠かる所の位置を取り、各一定の距離を失はざることを要す、且書籍と紙とは必ず正しく之を机上に置くへし、讀書に際しては兩手に書籍を捧げ若くは見臺に載せて四十度乃至四十五度の角度に於て目前に保たしめ、寫字に際しては兩肘を少しく斜めに屈し左手にて紙の下端を鎮め書するに従ひて之を適宜の位置に上下せしむへし、又自己の記載したるものを他人に示さざらん爲め肘若くは首を傾けて之を匿すか如きは必ず之を避けしむへし。

一、煙草及酒は兒童に在りては勿論青年の者にありても其身體を害すること甚たしきを以て必ず之を用ひしむへからず。

一、新鮮なる空氣と清朗なる日光とは人生欠くへからざるものなれば室内は終始其流通射入に注意すへし。

夏時に於ては音樂、唱歌の時を除き窓を悉く開放したる後にあらざれば業に就くへからず。

一、教室内の溫度は攝氏十五度(華氏五十九度)を適度とす。

一、放課時間に於ては全級の生徒を退出せしめ教室内の空氣を交換すへし。

一、外套、傘の類は教室内に置くへからず。

一、塗板は眞黒なるを要し(黒色漆を塗り消光澤を施したるもの)且塗板拭は濕布を用ひ毎朝之を洗濯すへし。

一、視力弱き者、耳病あるもの、脊椎の屈彎したるものには特別の注意を要す、尙其の狀況に依りては家庭に通して醫療を受けしむへし。

一、近視、弱視、重聽の生徒には前列に於て光線の最佳良なる位置又は聞き取り易き位置を與ふへし。

一、凡そ普通の重聽は主として外聽道内に耳垢の附着する等より發し又多數の眼病は眼を不潔にするより發するものなれば生徒をして常に其耳目を清潔にせしむへし。

一、教員は常に生徒の視力に注意し其違常あるや否を檢すへし。

一、耳漏を患ふる生徒にして其の濃液の悪臭を發する間は傳染の虞あるを以て昇校を停むへし。
 一、脊椎の屈彎症に罹りたる生徒には之を矯正せしめんかため特に机腰掛中の適當なるものを選び與ふへし。

一、學校に於て注意すべき傳染病は左の如し。

一、亞細亞「コレラ」、天然痘、發疹「チブス」、腸「チブス」、「チブテリヤ」、猩紅熱、赤痢、麻疹、風疹、丹毒、假痘、水痘、傳染性腦脊髓炎

二、傳染性眼炎、疥癬、百日咳、傳染性耳下腺炎

一、前項の疾病に罹りたる者あるときは學校長は其者の昇校を停むへし、其家内に於て前項一に掲ぐる疾病に罹りたるものある場合も亦同し。

二、前項に依り昇校を停められたるものにして再び昇校を許されたる場合に於ては其身體、衣服、携帶品等は必ず充分の消毒法を行ふを要す、其の家内に傳染病ありたる場合に於ても亦然り。

一、學校に於て二十九項の傳染病に罹りたる者あるときは患者を退去せしめたる後校舎、便所備付品用具等に充分の消毒法を施行すへし。

一、生徒中に不快の徵あるを認むるときは教員は之に相當の手當を施すことを怠らざるを要す。

一、學校に於ては救急に要する藥品機械等を備へ置き不時の用に供すへし其品名用法左の如し。

一、二十倍 五十倍の石炭酸水又は千倍の昇永水

五十倍の石炭酸水は負傷の箇所を洗ふ用に供し、二十倍のものは吐瀉物其他傳染の虞ある不潔物の消毒用に供し（石炭酸は溫湯を以て溶解し得へし）千倍の昇永水は其價廉にして消毒防腐の効は遙に石炭酸に勝るも劇毒の藥品なれば小學校等に備置くことは危険なるへし。

二、百倍石炭酸「オリソフ」油

右は火傷の節先つ冷水を以て能く火傷部を洗ひ暫く冷したる後此油を塗布し上を油紙にて覆ひ繃帯を纏ふへし。

三、生石灰

右は三十倍に溶解し吐瀉物略痰等の消毒用に供す。

四、英吉利絆瘡膏

右は擦傷等を生したる節先つ其局部を防腐し其上に貼付するも可なり。

五、晒木綿

右は半反長のを四裂五裂又は八裂に爲し繃帯に用ゆ（三角繃帯を用意するも可なり）

六、脱脂綿紗

右は五寸乃至一尺に切りたるものを五十倍の石炭酸水にて煮常に之を貯へ置き用に臨み絞り

て創傷の局部に當て上に油紙を覆ひ其上に繻帶を纏ふへし(千倍の昇汞水にて製したるもの亦同し)

七、晒綿花

右は創傷に繻帶を施す節其局部を包被するに用ゆ。

八、亞麻仁油紙

右は創傷部の上若くは石炭酸「ガーゼ」等の上を覆ふに用ゆ。

九、太き護謄管

右は大出血の際上部の大血管を壓迫して止血するの用に供す。

十、「イルリガートル」若くは水銃

右は創傷を洗滌するに用ふ。

十一、鉢及石炭油明罐

一は藥液を容れ一は汚物等を容るゝに供す。

十二、鉢及毛拔

「トラホーム」豫防施行方法の件(明治四十一年七月三日)山口縣訓令第三十二號) 抜抄

郡市役所、警察署、警察分署、町村役場、公立學校、私立學校、公立幼稚園

一、學校及幼稚園に於ては左の設備を爲すへし。

(イ)「トラホーム」又は其の疑ある患者(以下單に患者とす)は一定の徽章を付し課業中健眼者と別席に置き其の用具を異にし且遊歩運動等の際も其の場所を區別すへし。

(ロ)患者の使用したる卓子椅子運動具其他總ての物品は消毒後にあらされは健眼者に使用せしむへからず。

(ハ)教室、食堂、休憩室其他總ての室内及廊下は濕布掃除を勵行し運動場は可成時々清水を撒布すへし。

(ニ)患者は掃除に當らしむへからず。

(ホ)便所に共用の手拭を備ふへからず。

(ヘ)毎月醫師をして生徒兒童全部に對し患者の有無を檢診せしめ五日以内に郡市役所に報告すへし、但し郡に在りては町村役場を経由すへし。

(ト)前號の報告は縣立學校に在りては直接當廳に差出すへし。

(チ)家庭と連絡を圖り發見したる患者に對しては治療票を交付し父兄保證人に通知して醫療を受けしめ且其の家族に對し檢診を行ひ患者を發見したるときは共に適當の治療を受けしめ共

に之を監視すへし。

公立學校にては必要の器具藥品を備へ生徒の診察及治療に關する諸費は學校費を以て支辨すへし私立學校に於ても成るべく學校費を以て支辨すへし。

(ロ) 醫師は檢診一名を了る毎に必ず其の手指及檢診に要する器具を消毒すへし。

和歌山縣

(八月十七日現在)

一、學校醫會に關する施設

學校醫會に關しては縣下各部に於て毎年一回學校醫を召集し、學校衛生に關する事項を研究せるものある外、特設の機關なし。

一、學校衛生に關する其の他の施設

前項の施設の外向教員の身體検査を行ひ、兒童衛生上考慮を要すべきものに對して適當の措置を爲

し、一面兒童の衛生思想を促すと共に、體育の獎勵に極力意を用ひつゝあり。

徳島縣

(十月十二日現在)

一、學校醫會に關する施設

板野郡

本郡に於ては郡内學校衛生の施設方法を講究し、統一を期するを以て目的とし、大正三年七月左記の會則を制定し、私立板野郡學校醫會を設け、學校衛生に關する諸般の施設を爲せり。

私立板野郡學校醫會々則

第一條 本會は本郡各學校醫を以て組織し、郡役所内に於て之を開催す。

第二條 本會は學校衛生の施設方法を講究し、統一を期するを以て目的とす。

第三條 本會は毎年一回之を開催す。

第四條 本會に幹事五名を置き、郡長之を指名す。

第五條 幹事は開會を準備し庶務を處理す。

第六條 本會は郡長之を召集し、會議の長と爲る。

第七條 議事は談話體とし、裁決を要するときは普通の會議法に依る。

第八條 會員は議題を提出し、又豫め郡長に通告し置くこと。

一、學校衛生に關する其の他の施設

(一) 三好郡

本郡に於ては身體検査の結果に對する適當の措置をなし及地方衛生狀態を調査して學校衛生との關係を闡明するの外、家庭に於ける生活及衛生狀態を調査し、學校衛生施設の參考となす。

(二) 名西郡

本郡に於ては學校醫又は雇入醫師をして、毎年二回以上全校兒童の檢診を施行し、其の結果に對する措置を爲す。

其の他衛生上の年中行事表、衛生規程等詳細なる規定を設け、之か勵行を期せり。

(麻植郡及阿波郡の施設は板野郡と大同小異に付き之を省畧す)

香 川 縣

(九月二十日現在)

本縣に於ては學校衛生に關し特に指導監督の機關を設けすと雖も、高松市に於ては專任學校醫を置き同市學校衛生の普及改善を畫れり。

高 松 市

市に專任學校醫を設け職務規定を左の如く定む。

高松市學校醫職務及服務規定

第一條 學校醫は其の職務に關し、法令の規定あるもの外、本規定に依り、市立各學校の衛生に關する事務に従事するものとす。

第二條 學校醫は別に定むる日割に依り毎週凡そ一回以上市立各學校に出勤して左記第一號以下第十一號の事務を管掌するものとす。

- 一、教室、運動場を巡視して各生徒を望診すること。
- 二、出席生徒中疾病の疑あるものを診査すること。
- 三、出席生徒中傷病者あるとき應急の措置をなすこと。
- 四、學校衛生、體育に關する施設の状態並適否を調査すること。
- 五、視察の要領は當日視察簿に記入の上學校長に示し、重要と認むる事項は市長に申告すること。
- 六、學校傳染病及消毒法並學校清潔法の實施に關與すること。
- 七、每學期一回以上生徒及職員の身體検査を行ひ、其の結果を前後比較對照して意見を附し學校長に示し市長に報告すること。
- 八、新入生徒及教員候補者の身體検査をなし學校長又は市長に申告すること。
- 九、學校生徒の父兄會又は教育談話會等へ出席して生徒衛生體育上必要の講話をなすこと。
- 一〇、學校生徒の運動會、諸集會等に出席して衛生上の措置をなすこと。
- 一一、校舎の建築改修、校費の調製、其他學校生徒の衛生體育に關する事項を調査し、且つ其の意見を述ぶること。

第三條 學校醫の勤務時間は通常學校始業時刻前二十分より終業時刻までとす。

第四條 本規定の外、學校醫の服務に關しては、尙明治三十二年香川縣訓令第八十號小學校長及教員職務及服務に關する細則を準用す。

専任教醫 年手當金貳百圓

専任學校醫の外、耳鼻、咽喉科、皮膚病科、眼科、内科の各専門醫四名を囑託し、専任學校醫と相待ちて益々學校衛生の普及改善を圖れり。

一、學校醫會に關する施設

(一) 小豆郡

小豆郡學校醫會規程

第一條 學校醫事務打合會は本郡内學校醫の事務打合をなし、學校衛生上統一改善を圖るを以て目的とす。

第二條 本會は毎年二回以内開設す。

但し會場及日時は郡長より通告するものとす。

第三條 本會に於て舉行すべき事項左記の如し。

- 一、學校醫職務上打合をなし、事務の統一を圖ること。

二、學校衛生上郡長の諮問に答ふること。

三、學校衛生上必要なる事項の研究若くは打合をなすこと。

第四條 本會の狀況及舉行せし事項等は會誌に記録するものとす。

第五條 本會には理事一名を置き、會務を處理せしむるものとす。

但し任期は二ヶ年とし郡長に於て委嘱す。

第六條 理事事故ある場合には臨時年長者之に當るものとす。

第七條 本會に要する經費は學校醫を置ける各町村に於て分擔し、又學校醫出張旅費は其の町

村に於て支給すへし。

(二) 木田郡

本郡に於ては數年來毎年一回學校醫及小學校長を同時に郡に召集し學校衛生に關する問題を研究し居れり。

(三) 香川郡

學校衛生の統一進歩を圖らんか爲め、郡當局者並郡内學校長學校醫を以て規程(省署)を設け、大正四年七月學校衛生研究會を組織し、學校衛生に關する諮問並協議機關となし居れり。

(四) 綾歌郡

大正三年より郡に於て毎年一回學校醫を召集し、學校衛生に關する事項に付き諮問並協議を爲せり。

一、學校衛生調査に關する施設

(一) 高松市

一、身體検査方法と其の統計とによりて相當の措置をなす。

二、兒童身體検査に關する聯合調査をなす。

(二) 小豆郡

郡長並郡視學の學校視察に於て學校衛生に關する施設並に規程の實施狀況を調査す。

一、學校衛生に關する其の他の施設

(一) 高松市

一、教員の身體検査

二、生徒兒童齒牙の検査と其の措置。

三、「トラホーム」治療上の施設

四、夏期林間學校

市立小學校父兄會主唱の下に職員及學校醫と協力し、全校虛弱兒童體質改良の目的を以て八月中栗林公園内に避暑保養所を設け、學校醫に於て保養の必要ありと認むるもの、約六十餘名を收容して保養せしめたりしに其の効果顯著なりしを以て大正三年以降市立各小學校聯合の事業となし、繼續的に施行することゝなせり。而して本年度の人員は百二十餘名にして一兒童に對し金五圓を経費として父兄より出金せしめ、他は有志の寄附金によれり。

五、兒童勸學獎勵と身體發育及走力検査。

六、游泳所の設置。

(二) 丸 龜 市

本年度より市内各小學校聯合して林間學校を開設せり。

愛 媛 縣

(九月十一日現在)

一、學校醫會に關する施設

學校醫會設置の郡名並會則左記の如し。

伊豫郡學校醫會

第一條 本會は伊豫郡小學校醫を以て組織す。

第二條 本會は伊豫郡小學校衛生狀態の改善を計るを以て目的とす。

第三條 本會は伊豫郡長を會長とし、會員の互選を以て理事二名を置き、其の任期を二ヶ年とす。

第四條 會長は集會を司り理事は本會の事務を處理す。

第五條 本會は毎年二回開催す。其の日は會長之を定む。

第六條 本會は時々町村長小學校長の出席を求め共に研究することあるへし。

第七條 本會に於て研究或は決議せし事項は町村長並小學校長に通告し或は其の實施を求む。

第八條 伊豫郡視學は本會の集會に參與し且つ理事の事務を補佐するものとす。

第九條 本會の經費に關する件は別に之を定む。

一、學校衛生に關する其の他の施設

- 一、學校衛生思想を養成せんか爲め、學校教員に對し學校衛生なる題目の下に、夏期講習會を開催せる郡あり。
- 二、學校衛生室の設備並救急藥品等の備付をなせるもの多數あり。
- 三、郡に於て「トラホーム」講習會を開催し、教員を召集して聽講せしめしことあり。
- 四、町村に於て公設の「トラホーム」療養所を設置し、學校兒童に對して之か治療に従事しつゝ、あるものあり。

一、將來の計畫

- 一、縣に學校衛生主任醫を置くこと。
- 二、學校醫の増加普及を計り町村をして其の手當を増額せしむると共に、一層校醫の活動を促さしむること。
- 三、各郡をして學校醫會の組織を圖らしめ、衛生上の統一を期するに努力せしむること。

高 知 縣

(九月二十六日現在)

來年度に於て學校衛生主事を設置し、又郡市學校醫會を組織せしむる計畫中なり。

福 岡 縣

(十月十四日現在)

一、指導監督機關

- (一) 名 稱 福岡縣學校衛生主事
- (二) 職務の範圍

縣下に於ける學校衛生に従事し、尙小學校教員恩給顧問醫及市附近に於ける縣立學校醫を兼務す。

(三) 執務の狀況

縣下に於ける學校衛生に従事し、且つ隔週前記の學校に出張して學校醫職務規程を勵行するの外

學校生徒定期身體檢查を施行し、一般衛生狀態の改善を計り、又教育會、學校醫會等に出席して講話をなす等、漸次歩を進むると共に衛生思想の普及を圖り居れり。

(四) 俸 給 千 圓

一、學校醫會に關する施設

縣下各郡市に於ては殆ど學校醫會を設置せざるものなく、郡市長は其の必要に應じて開催を促し、指示、協議等をなし、以て其の統一向上を期せり。是等校醫會には學校長をも出席せしむることありて、相互の聯絡に務め學校衛生に資益せんとせり。

一、學校衛生に關する其の他の施設

縣下各郡市に於ける小學校には救急療用具を備付け、又教育支會學事調査部委員に託し、學校衛生に關し、調査をなせるものあり。若松市の如きは定期身體檢查の外、公立若松病院より「トラホーム」治療の爲め、醫師を一週一回必ず各校に出張せしめ、其の節を以て其の校に於ける一般衛生狀態を視察し、教師に特別の注意を與ふる等、機宜の處置を執れり。その他「トラホーム」の豫防撲滅に關しては管内各學校一般の努力せる所にして簡易適切なる方法を攻究して實施せり。又清潔方

法を確實にして學校衛生の向上を圖れり。

特に若松市に於ては新入學期兒童身體檢查の際、必ず保護者を立會はしめ、家庭に於ける兒童の缺點に對し臨床質議に應じ、其の補正を圖れり。

大 分 縣

(十月十一日現在)

一、學校醫會に關する施設

學校醫會等の施設は必要の場合に於て、縣或は郡に於て臨時に開設することあるも常設の機關等なし。

一、學校衛生調査に關する施設

調査機關として常設のものなきも必要に應じ、臨時に開催して調査を爲す。

一、學校衛生に關する其の他の施設

「トラホーム」の治療は各學校に於て學校醫診察治療を爲し、或は他の職員其の方法を學び學校醫指導の下に加療に従事せり。其他特記すべき施設なし。

佐 賀 縣

(八月三十日現在)

一、學校醫會に關する施設

學校醫會は公設としては各郡市長に於て毎年凡そ一回乃至二回管内小學校醫を召集し、學校衛生に關する指示、諮問及協議等を爲す。私設としては東松浦郡小學校醫を以て組織せる私立東松浦郡校醫會ありて毎年數回隨時會合して學校衛生に關する協議等をなせり。

一、學校衛生に關する其の他の施設

(一) 小野 郡

本郡に於ては新入學兒童に對し毎年一月中に眼病検査を施行し、「トラホーム」患者は入學前、治療點眼を勵行せしめ、入學前に於て之か全治を期せり。

(二) 藤 津 郡

本郡に於ては小學校兒童の「トラホーム」患者に對し、郡醫師會に於て無料治療を爲せり。

(三) 杵 島 郡

本郡各小學校に於て協議の上年每一回以上各教員の身體検査を施行せり。

(四) 佐 賀 郡

本郡各小學校に於ては學校醫及其の校衛生主任の教員共同して調査研究等を爲せり。

熊本縣

(十月二十一日現在)

一四六

一、指導監督機關

- | (一) 名 稱 | 學校衛生醫 |
|-----------|---------------------------------|
| (二) 職務の範圍 | 縣廳附近の各縣立學校醫兼恩給顧問醫 |
| (三) 執務の狀況 | 本縣下に於ける學校衛生に關する監督並施設研究及各學校醫の指導。 |
| (四) 俸 給 | 千圓 旅 費 貳百四拾圓 |

一、學校醫會に關する施設

管下の郡市に於ては今秋開催の計畫に屬せる一郡を除きては、既に數年以前より毎年一回乃至二回の公設郡市學校醫會を開催し、又臨時に郡校醫會を開催せるものあり。或る一二郡の如きは特に第一回を公設とし、第二回は校醫側より發動して私設郡學校醫會を開催するものあり。

一、學校衛生調査に關する施設

管下の郡市は學校衛生研究會及學校醫等に於て設備上の改善事項及郡市學校兒童生徒の身體發育に比較し以て學校衛生上の進歩向上を企圖せり。又或る郡の如きは郡訓令を以て學校衛生規程標準を制定し、或は小學校衛生研究會規程を設くる等、何れも郡學校醫會、郡教育會、研究會及郡内學校長團體視察の際等に學校衛生上の調査研究を爲せるものあり。

一、學校衛生に關する其の他の施設

管下郡市に各二、三名の指定醫を置き、主として學校職員任命の際、疾病の檢診をなさしむる等、學校衛生に關して特別の機關たらしめつゝあり。尚熊本市の如きは各學校所屬囑託醫の外、全市を通して一名の校醫を置き毎月順次各學校を巡視せしめ居れり。

一、將來の計畫

學校衛生醫職務規程及將來の計畫施設等に就きては目下調査中なり。

宮崎縣

(八月十九日現在)

一四八

本縣に於ける學校衛生に關する施設は「トラホーム」豫防に關し、縣訓令を以て實施し來り、相當の効果を收め居れり。唯學校に於ける治療は其の效顯を認むること遅く、兒童職員共に漸次倦怠を來たし、實施を懈るの傾向あり、故に之か勵行を常に促すを怠らざると共に僻陬の地にして校醫の治療を受くるに不便なる學校等にありては、特に之か實施を促せり。又職員身體検査に關しては之を實施せるも、其の治療の結果に徴するに多少の疑點あるを認むるを以て、來年度よりは肺結核の虞あるものにつきては恩給顧問醫を派遣し、夫々治療せしむる方針を執れり。

鹿兒島縣

(九月一日現在)

一、指導監督機關

- (一) 名 稱 學校衛生醫

(二) 職務の範圍

學校衛生に關する調査並衛生事務に従事し、呼吸器病教員身體検査、教員檢定受験者身體検査に従ふの外、市内に設置せる縣立各學校醫恩給顧問醫を兼務す。

- (三) 俸 給 九百圓

一、學校醫會に關する施設

學校醫會の施設は川邊郡及出水郡に於て數年來、學校醫會を開催し、學校衛生に關する諸問題に就き、研究協議等を爲せり、其の效果顯著なるを認め、漸次名郡に普及せしむる方針なり。

一、學校衛生に關する其の他の施設

生徒兒童の定期身體検査に關する事項、應病救急手當を爲す等の外、左記事項の調査を爲す。

- 一、公立學校職員に對し、毎年一回身體検査を施行し之を報告せしむ。
- 二、學校に於ける「トラホーム」豫防規程を設け、毎年一回治療成績を報告せしむ。
- 三、中等程度各學校に於ては年一回隨時糞便検査を施行し健康保持に注意せしめ居れり。

沖繩縣

(十月二十六日現在)

一五〇

一、學校衛生に關する施設

本縣に於ては各郡多少の施設あれども、學校醫の活動十分ならずると、町村民一般に未だ衛生思想の普及せざるか爲め、實績を見ること能はざるも、其の施設の大要を擧ぐれば左記の如し。

(一) 島尻郡

- 一、兒童身體の清潔検査。
- 二、校舎内外の清潔に注意すること。
- 三、教室内の通風採光に注意すること。
- 四、兒童各自に手拭を持參せしむること。
- 五、兒童の飲料水に注意すること。
- 六、兒童の姿勢に注意すること。
- 七、校地内に植樹を勵行すること。
- 八、運動場に日覆を造ること。

九、學校醫と合議の上皮膚病患者を學校にて治療すること。

一〇、「トラホーム」輕症患者は校醫と談合して學校にて治療をなす。

一一、「トラホーム」傳染豫防に注意すること。

(二) 中頭郡

一、身體各部清潔の習慣養成。

二、「トラホーム」の害毒を説き其の豫防上の智識を普及す。

三、傳染病患者等の守るべき徳義の心得を授く。

四、學校醫をして毎學期一回以上全校兒童の眼を検査すること。

五、「トラホーム」患者を輕重の二種に分ち、赤布の徽章を帶せしめ、他兒と區別して一般兒童と隔離す。

六、凡て他人の手拭を使用せざること。

七、溜水にて洗面又は水泳をなさしめざること。

八、毎月始めに於て前月の患者表を掲示して注意を與ふ。

九、「トラホーム」重患者は毎日放課後校醫宅に引卒して治療を受けしむ。

一〇、輕症者は校醫指導の下に學校職員之か治療に當る。

一、學校には「トラホーム」治療簿を備へ、該簿冊には患者名、學年、検査日、治療回数、全治月日を輕重及他の眼疾に分ち記入す。

一二、「トラホーム」豫防及治療に要する器具を設備す。

イ、器具の部。 スポイト、洗盤、點眼、瓶、コップ等。

ロ、藥品の部。 硝酸銀、コカイン、硫酸亞鉛、硫酸銅、食鹽等。

(三) 宮古郡

「トラホーム」治療に關しては本年より各村に左記經費を村豫算に計上し、學校に要する藥品を備へ、學校醫の指揮により學校教員之か點眼治療を加へ居れり。

一、各村「トラホーム」治療費。

平良村 五〇圓。 城邊村 四五圓。

下地村 四二圓。 伊良部村 七圓。

多良間村 七圓。

二、救急手當

兒童突發的疾及皮膚病並負傷等の輕症に就きては學校職員を以て應急手當又は消毒を施行し簡易なる衛生材料及藥品を備付せり。

其他學校の内外、拭掃、校具等の清潔、飲料水等に關しては各學校に於て夫々規程を設け銳意之か實行に努む。

(國頭郡の施設は中頭郡と大同小異に就き省畧す)

大正六年一月二十六日印刷
大正六年一月二十九日發行

文 部 省

印刷者

小 林 又 七

東京市麴町區隼町四番地

電話特番町三九八二番
電話番町一六二九番

印刷所

小 林 印 刷 所

東京市麴町區永田町

陸軍省構内

電話新橋九四一番

F-8218

終